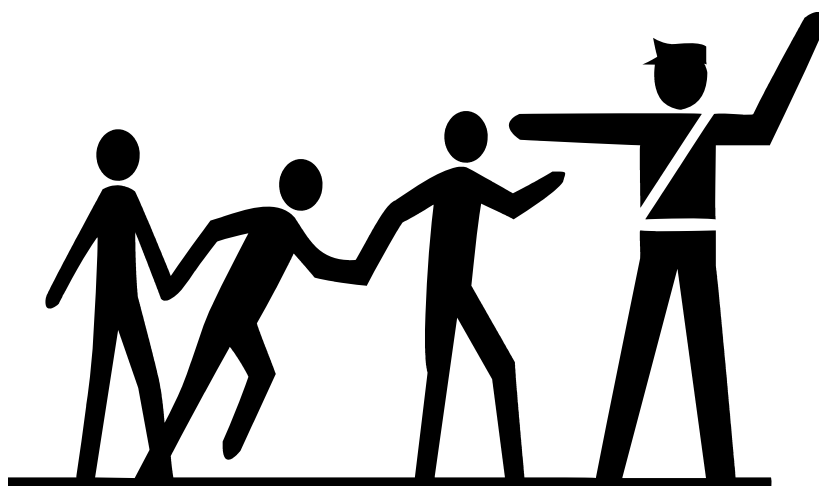


特別支援学校における『防災計画』
見直しの手引き



長野県教育委員会

目次

「特別支援学校における『防災計画』見直しの手引き」

I	はじめに	-----	1
II	「防災計画」に盛り込む内容標準例	-----	2
III	防災計画 見直しのためのチェックポイント	-----	3
	Check 1 防災組織	-----	3
	Check 2 安全点検	-----	4
	Check 3 学校安全計画	-----	6
	Check 4 動員体制等	-----	6
	Check 5 発生時の対応方法	-----	11
	Check 6 引き渡し基準等	-----	28
	Check 7 避難所としての対応	-----	29
IV	参考資料	-----	36
	1 長野県地域防災計画について	-----	36
	2 学校安全の構造	-----	39
	3 災害安全教育について	-----	40
	4 学校安全計画（例）	-----	42
	5 学校再開に向けた対応（例）	-----	43
	6 学校から家庭への通知（例）	-----	44
	7 避難所における備蓄物質（例）	-----	46

I はじめに

学校における災害安全体制については、長野県地域防災計画に基づき、「学校防災計画」を整備すると共に、学校保健安全法に基づき、「学校安全計画」及び「学校危機管理マニュアル」の作成が義務付けられており、これまでも県内全ての特別支援学校に作成や見直しをお願いしています。

学校防災計画や学校安全計画、学校危機管理マニュアルは、それぞれの学校で独自に作成されているものが多く、盛り込まれている内容や様式も様々であるという実態があります。このことを踏まえ、長野県教育員会では「『防災計画』見直しの手引き」を作成し、学校防災計画に盛り込んでいただく標準的な内容や、見直しの際のチェックポイントを示しました。

県内各特別支援学校では、この手引きを参考に、それぞれの学校に適した学校防災計画を策定して下さい。

ただし、特別支援学校の場合は、災害発生時に寄宿舎生が在舎している場合の安全確保、幼児児童生徒の失踪時の捜索体制など、特別支援学校独自の危機管理の視点が求められる部分があります。また、各学校における実態、生徒の障害種等も様々であり、この手引きを参考にしながら、それぞれの学校の実情に応じて工夫・変更を加えてください。

II 「防災計画」に盛り込む内容の標準例

平成〇〇年度

〇〇〇学校 防災計画

※a,b…等は長野県地域防災計画における設置項目 p36 参照

- 1 日常（平常時）の防災体制の確立と取り組み
 - (1) 危機管理委員会（学校防災委員会等）の組織・任務 a …**Check 1**
 - (2) 安全管理
 - ①施設・設備、避難経路等の安全点検 k …**Check 2**
 - ②防災地図（ハザードマップ）を活用した地域の実態把握 m
 - (3) 防災教育（年間指導計画、指導例） n …**Check 3**
 - (4) 防災訓練（年間実施計画、指導例） m
 - (5) 教職員研修（年間計画） n
- 2 災害発生時の体制と対応
 - (1) 災害発生時の初期対応
 - ① 学校災害対策本部の組織・任務 a,j …**Check 4**
 - ② 職員の動員体制・連絡調整体制 b,c,d …**Check 4**
 - (2) 災害発生時の場所別・時間帯別の幼児児童生徒への対応 …**Check 5**
 - ① 場所別・時間帯別緊急対応方法 e,i
 - ア 教科等の学習中
 - イ 休憩時間
 - ウ 校外学習
 - エ 修学旅行等の宿泊を伴う行事
 - オ 登下校時
 - カ 寄宿舎在籍時
 - キ 夜間休日等
 - ② 幼児児童生徒の預かり（留め置き） f,g …**Check 6**
 - ③ 保護者への引き渡し方法 f,g
 - (3) 学校が避難場所になった場合の対応 …**Check 7**
 - ①住民対応、避難場所支援班の役割など l
 - ②学校再開に向けての対応（含 応急的教育再開） o,p
- 3 非常時持ち出し品リスト j
- 4 緊急連絡先一覧
 - (1) 電話（消防署、警察署、医療機関、市町村災害対策本部） b,c
 - (2) 保護者連絡網（一斉配信メール、電話）
- 5 資料（様式参考例） o

Ⅲ 防災計画 見直しのためのチェックポイント

1 日常（平常時）の防災体制の確立と取り組み



Check 1

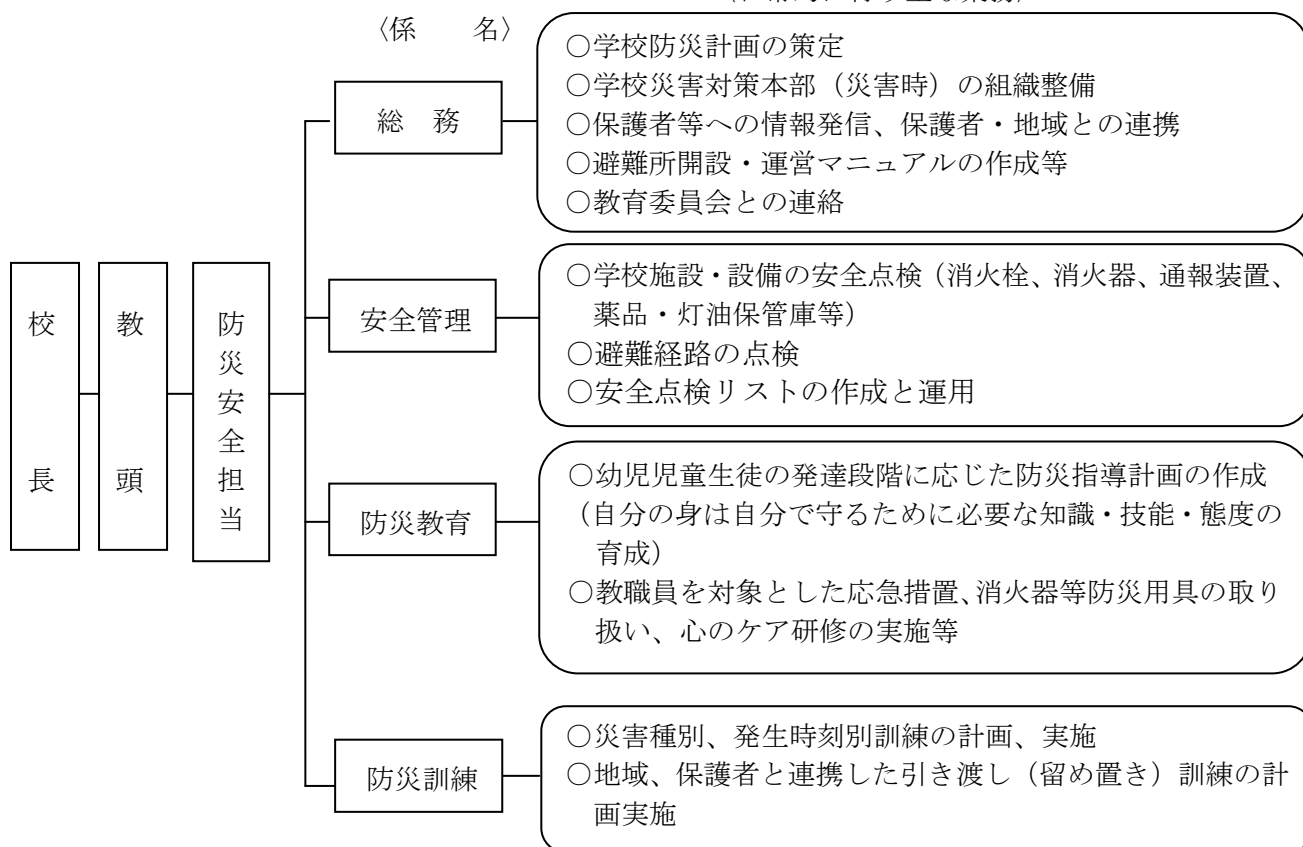
危機管理委員会（学校防災委員会等）が組織され、それぞれの教職員の任務が明確になっていますか？

〔ポイント〕

- (1) 校長は、各校の実情に応じて、教頭、防災安全担当等を構成メンバーとして危機管理委員会（学校防災委員会等）を組織し、学校防災計画を作成するとともに、日常的な学校防災体制を整備する必要があります。
- (2) 危機管理委員会（学校防災委員会等）の主な役割は次の通りです。
 - ・「学校防災計画」の策定
 - ・学校災害対策本部（災害時）の組織整備
 - ・学校施設・設備の安全点検
 - ・避難経路の点検
 - ・防災指導計画の作成
 - ・教職員に対する研修の実施
 - ・災害種別、発生時刻別訓練の計画、実施
 - ・その他

【危機管理委員会（学校防災委員会）組織図（例）】

〈日常的に行う主な業務〉



- (3) 業務分担や組織図を拡大して、職員室等に常時掲示するとともに、学校のホームページにも同様の内容を掲載し、保護者や地域の方々にも学校の防災計画を周知しておくことが重要です。
- (4) 寄宿舍における緊急時の組織図等も別途作成しておく必要があります。



Check 2

学校施設・設備や避難経路等について点検リストを用いて定期的な安全点検を実施していますか？

[ポイント]

(1) 災害時に備え、平時から施設・設備、避難経路等についての点検リストを作成し、学校安全計画に基づき定期的に安全点検を行うことが大切です。

施設・設備についての安全点検リスト（例）

月 日（ ）

1 校舎内施設・設備		判定
教室廊下等	1 放送設備(スピーカー、モニターテレビ)が、動かないようにしっかり固定されているか。	
	2 天井のボード類、つり下げ式スクリーン、照明器具の留め具や蛍光管に緩みや破損はないか。	
	3 収納戸棚や書架、ロッカーは壁面や床面にしっかり固定しているか。	
	4 棚の上に落下しやすいものを置いてないか。	
	5 石油ストーブの耐震安全装置が正常に作動するか。	
	6 窓ガラスに飛散防止フィルムは貼られているか、またはがれていないか。	
図書館	1 書架を固定しているか。	
	2 書架と書架を連結したり壁面や床面に固定したりするなど転倒防止措置をしているか。	
	3 可動式書架にストッパーがあるか。	
校舎外	1 校舎外壁にひび割れや歪みはないか。	
	2 門扉や囲障にひび割れや傾きなど倒壊の兆候はないか。	
	3 ガスボンベは転倒・移動防止の措置がとられているか。	
	4 ボイラーの耐震安全装置は正常に作動するか。	
	5 灯油やガソリン類は、漏れたり引火したりしない場所に適切に保管されているか。	
寄宿舎	1 消火栓・消火器・非常放送等の点検・確認は行われているか。	
	2 避難階段や避難器具に破損等はないか。	
	3 落下物等で負傷しないように必要な対策がとられているか。	

2 避難経路	1 校舎棟からの非常出入り口は確保されているか。(周囲にもものがない、扉がスムーズに開く)	
	2 非常階段は安全に使えるか。(手すりなど)	
	3 避難場所への経路は確保されているか。	

3 防災体制	1 防災訓練に、地域の防災担当者が参加しているか。	
	2 保護者への緊急メールは、全員にもれなく配信されるか。(正常に動作するか)	

4 搜索体制	1 搜索対象児生以外の児生への対応の仕方は明記されているか。	
	2 経過時間に応じた搜索内容・搜索体制が計画されているか。	
	3 関係機関、協力機関との連携が図られているか。	

※ 一般的なチェック項目に加えて、学校の実情に応じて防災および搜索体制のチェック項目も加えるとよい。

※ 「地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～」(平成22年3月文部科学省) 参照

(2) 幼児児童生徒およびその保護者が日頃から校内外の危険箇所を知り、災害時には危険箇所を避けて避難できるよう、それぞれの市町村で作成している防災地図(ハザードマップ)をもとに、保護者等と協力し、学区内の防災地図(防災マップ)を作成するなどして地域の実情を把握しておくことが必要です。

《校区内の防災地図(防災マップ)作成のポイント》

(1) 学校立地の自然・地理的特徴による危険性の把握

校区内の地形や地盤などの地理的条件、自然条件などを知り、土砂災害や液状化現象といった被害を予測し、対策を講じておく。

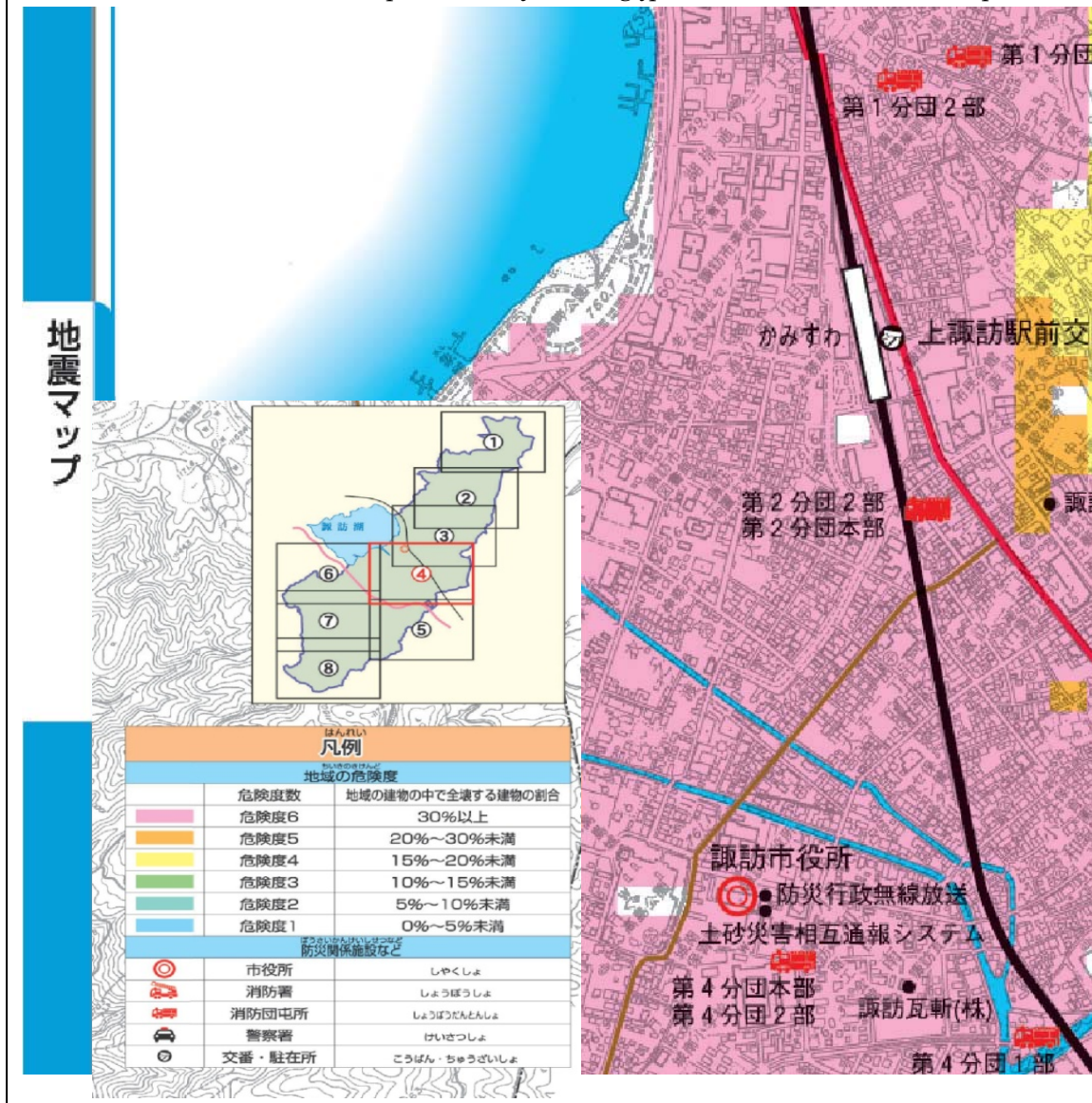
(2) 通学路の危険箇所の把握

通学路の建築物の特徴を把握し、ブロック塀、自動販売機、石碑等の倒壊、広告・看板、ガラス等の落下等の危険や、火災、土砂崩れ、浸水等の危険箇所の把握と被災時の対策を記載する。

(3) 自校以外の避難可能場所の把握

土砂災害、水道管やガス管の破損、河川の護岸決壊などのため、自校が危険な状況になった場合、自校以外の避難可能場所を記載し、幼児児童・保護者に周知しておく。

《諏訪市の地震マップより http://www.city.suwa.lg.jp/web/kikaku/multihazard/pdf/20_04.pdf》





Check 3

防災教育、防災訓練、教職員研修、安全点検等が盛り込まれた学校安全計画は整備されていますか？

[ポイント]

- (1) 学級の時間等を活用して、防災や避難の仕方について学習する時間を定期的に位置づけるなど、防災教育について年間指導計画に基づいた指導を行うことが大切です。併せて様々なケースを想定した防災訓練により幼児児童生徒の危機回避能力の向上を図ると共に、教職員の防災対応能力向上や災害時の対応力向上に向けて計画的な研修を行うことが大切です。

(※p39「学校安全の構造」、p40「災害安全教育のねらい、内容」
P41「学級活動における災害安全指導の目標と内容例」参照)

- (2) 学校安全計画に必ず盛り込む事項（学校保健安全法 第27条）

- ①学校施設・設備の安全点検
- ②児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他日常生活における安全指導
- ③教職員に対する研修に関する事項

(※p42「学校安全計画（例）」参照)

2 災害発生時の体制と対応



Check 4

災害時における教職員の動員体制・連絡調整体制や学校災害対策本部設置等の初期対応が計画されていますか？

[ポイント]

- (1) 校長は、あらかじめ教職員に災害時の動員体制・連絡調整体制を周知すると共に、学校災害対策本部を設置し、組織的な対応が図れるよう準備しておくことが大切です。
- (2) 学校災害対策本部を設置する上での留意点は次の通りです。
- ①学校災害対策本部は、校長を本部長とし、全職員の役割分担を決める。
 - ②役割分担の編制・名称については各校の人員体制の実情に応じて編成する。
 - ③職員が参集する条件（例えば、市内で震度5弱以上の地震が観測された時、大雨洪水警報が発令された時等市町村の対応マニュアルによる）を決めておくとともに、出張等で学校長不在の場合、夜間・休日の場合などについても予め決めておく。
 - ④地域防災拠点として避難所となっている学校はもとより、指定されていない学校にあっても避難者（帰宅困難者など）が来ることを想定して準備しておく。
 - ⑤日頃から災害時の任務・役割を教職員に周知徹底しておく。

地震発生時における学校の対応基準（例）

（１）幼児児童生徒在校時の災害対応基準

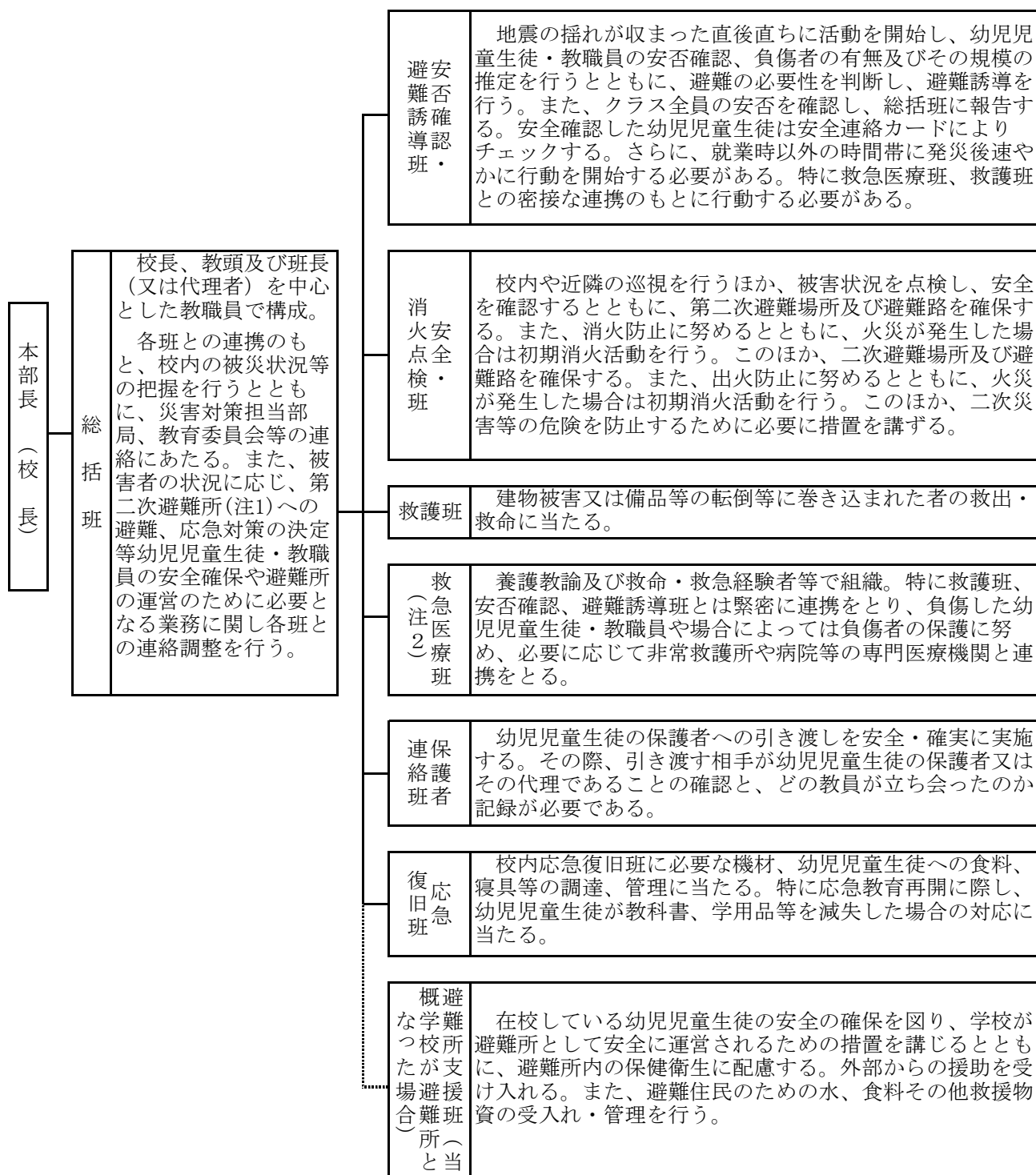
災害の程度	管理職	教職員	幼児児童生徒動き
原則として 震度 5 弱 以上の揺れが、学校所在の市町村で観測された場合	学校災害対策本部の設置 ※本部長は校長、副本部長は教頭（副校長）、事務長 ・授業継続又は打切りの判断 ・関係機関へ状況報告	・幼児児童生徒への避難指示 ・震災の情報収集 ・交通機関運行状況の確認 ・安全確認 ・被害調査	指示を受け、安全な場所へ避難 ・授業継続又は安全確認後下校指示
災害の程度	管理職	教職員	幼児児童生徒動き
東海地震警戒宣言の発令	・全ての授業又は学校行事を直ちに打ち切る。 ・警戒解除宣言が発令されるまでの間、休業とする。 ・地震が発生した場合は、上記の基準に準じて対応する。		指示を受け、直ちに帰宅する。

（２）夜間・休日の参集基準

災害の程度	管理職	教職員	参集後の業務
勤務時間外において 震度 6 弱 以上の揺れが、勤務校所在の市町村で観測された場合	学校災害対策本部の本部長及び副本部長は勤務校に参集する。	教職員は、家族の安全を確認した後、勤務校に参集する。	・幼児児童生徒の安否確認 ・施設の安全確認 ・応急対策業務
勤務時間外において 震度 5 弱 以上の揺れが、勤務校所在の市町村で観測された場合	学校災害対策本部の本部長及び副本部長は勤務校に参集し、学校災害対策本部を設置し、必要に応じ教職員に対し学校への参集を連絡する。	教職員は、自宅で待機し、学校災害対策本部からの参集連絡があった場合は、家族の安全を確認した後、勤務校に参集する。	・幼児児童生徒の安否確認 ・施設の安全確認 ・応急対策業務
災害の程度	管理職	教職員	幼児児童生徒動き
東海地震警戒宣言の発令	・警戒解除宣言が発令されるまでの間、学校は休業とする。 ・地震が発生した場合は、上記の基準に準じて対応する。		・警戒解除宣言が発令されるまでの間、学校は休業とする。

※ 県立学校における参集基準については、平成 24 年度中に策定予定。

学校災害対策本部の組織（例）



(注1) 学校の場合、第一次避難場所は、通常、校庭であるが、第二次避難場所としては、地域防災計画に基づき、区域ごとの広域避難場所が指定されているのが通例である。

(注2) 阪神・淡路大震災では避難住民とともに多数の負傷者が運び込まれた経緯があり、病院搬送以前の事前トリアージが必要な場合がある。このような場合を想定し、校医等地域の医師団の協力を得て、負傷者のトリアージを行い、症状に対応した適切な病院を選定し、搬送できるよう、専門医療機関への中間ステーションとして機能することが望まれる。なお、措置の状況については、災害対策本部に随時連絡する。避難所が長期間にわたり設置される場合には、生徒、教職員、避難住民等の健康管理、精神的安定等にも配慮する必要がある。

※ トリアージ：緊急時に、病気やケガの緊急度や重傷度を判定して、治療や後方搬送の優先順位を決めること。

各班の活動内容（例）

	主な活動内容	事前の準備
本 部 長 ・ 総 括 班	<ul style="list-style-type: none"> ○校内の災害状況の把握 ○対策の決定、指示 ○幼児児童生徒、教職員の安全確保 ○各班との連絡調整 ○非常時持出し書類の搬出 ○教育委員会及び市町村防災担当課等との連絡調整（必要物資要求等） ○地域防災拠点としての運営支援 ○災害対策本部用日誌への記録 ○必要物資の要求 	<ul style="list-style-type: none"> ○研修会の実施、日常の確認・点検 ○持出し書類、物品の確認 ○教育委員会、防災担当課、地域防災担当者との確認 ○災害対策本部用日誌 ○校内略地図（電源・電気、水道、ガス配線） ○報道対応準備 ○学校災害対応マニュアル ○学校施設配置図 ○ラジオ・ハンドマイク・懐中電灯・携帯無線機・携帯電話
避 難 誘 導 認 班	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児児童生徒の安全確保 ○負傷者の有無の確認 ○一次避難場所への避難誘導・整列指示 ○幼児児童生徒・教職員の安否確認 ○名簿による確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急連絡用（引渡し）カード等 ○事前の避難経路確認、指定 ○避難経路図作成（複数） ○校内避難経路矢印表示 ○確認名簿(クラス出席簿)
消 火 点 検 全 班	<ul style="list-style-type: none"> ○火災があった場合の初期消火 ○校内被害状況点検・整備 ○二次災害危険防止の措置 ○二次避難場所への経路確認・確保 ○非常持出品の搬出 ○点検結果の記録 ○常に複数での行動 	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的な安全点検の実施 ○消火用具の準備・管理 ○二次避難場所対策 ○損害調査リスト ○消火器 ○ヘルメット・のこぎり・革手袋・斧・工具セット・ラジオ・バール・毛布・雨合羽・長靴 ○学校施設配置図 ○防災施設配置図
救 護 班	<ul style="list-style-type: none"> ○複数チーム編成による活動 ○負傷者の搬出・救命 ○行方不明者の搜索 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内略地図 ○革手袋(軍手)、ヘルメット、防塵マスク、のこぎり、毛布、担架、斧、トランシーバー

各班の活動内容（例）

	主な活動内容	事前の準備
救急医療班	<ul style="list-style-type: none"> ○応急手当の実施 ○応急手当の記録 ○負傷者の保護 ○負傷者のトリアージ ○医療機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○応急手当用備品確保・管理 ○記録用紙 ○AED・担架・毛布等
連保絡護班者	<ul style="list-style-type: none"> ○引渡し場所の確認・指定 ○引渡しカードによる身元確認の後、保護者・代理人への引渡し ○保護者への情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ○事前の引渡しカード作成、回収・確認 ○確認名簿（出席簿） ○引渡し配置図
復応旧急班	<ul style="list-style-type: none"> ○施設等の構造的被害状況の把握 ○危険箇所の処理 ○危険箇所の立入禁止表示 ○授業教室の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○復旧に必要な機材、用具の確保・管理 ○校内略地図（電源・電気、水道、ガス配線） ○被害調査票 ○危険標識・立入禁止標識 ○ヘルメット ○ロープ
避難所支援班	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村防災担当課等との連絡・調整 ○市町村及び自主防災組織と連携した避難所の運営支援 ○立入禁止区域の設定・表示 ○受入場所の開放、表示 	<ul style="list-style-type: none"> ○名簿用紙 ○表示関係 ○校内配置図 ○市町村、地域との事前確認 ○マスターキー ○ラジオ・バリケード・ロープ・テープ ○危険標識・立入禁止標識 ○学校施設配置図 ○避難者名簿等 ○保護者への指示(文書)



Check 5

災害発生時の場所別・時間帯別の幼児・児童・生徒への対応方法が整備されていますか？

[ポイント]

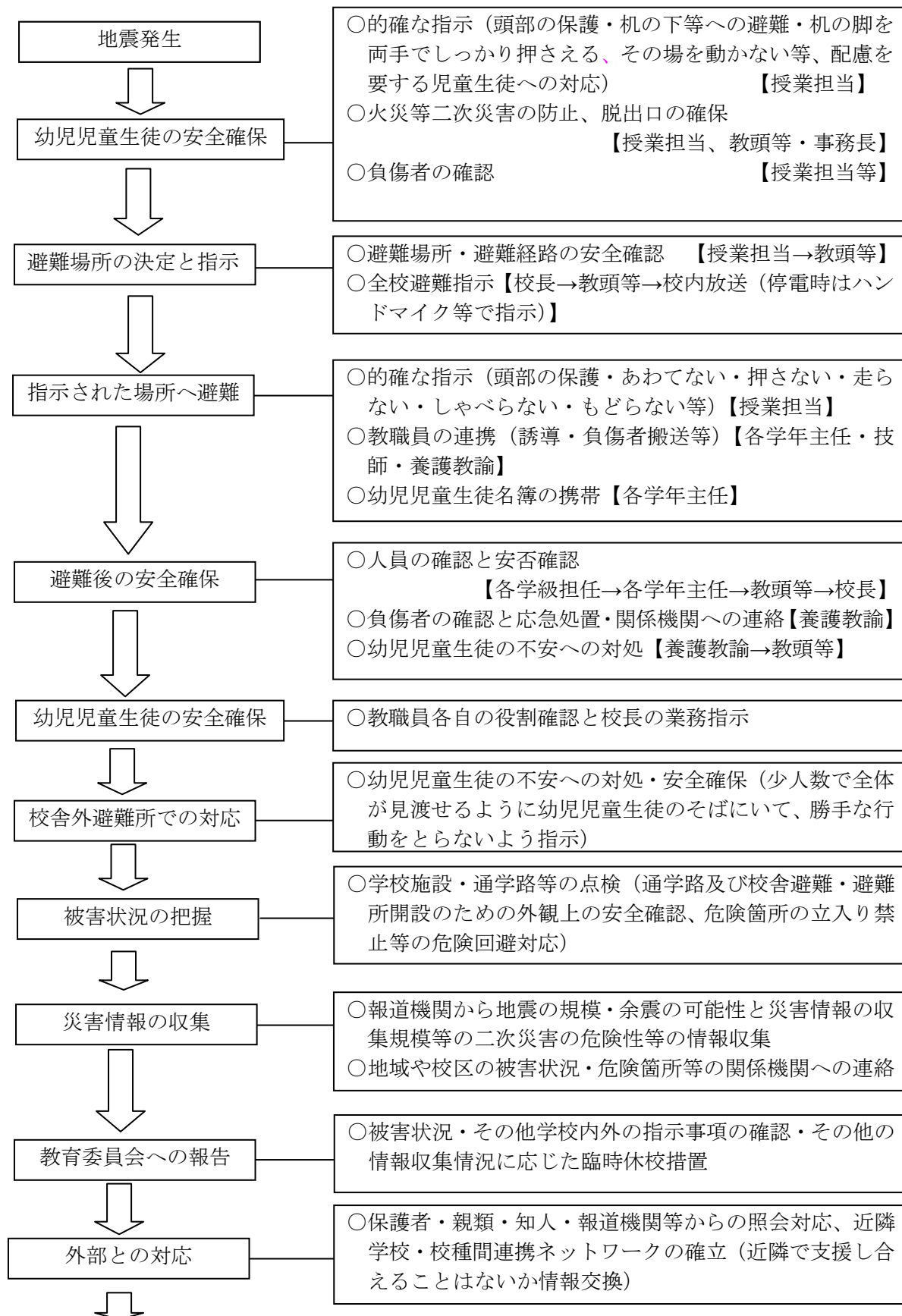
- (1) 授業中や休み時間に地震などの災害が発生した場合の幼児児童生徒への対応を定めておくことはもちろんですが、校外学習や修学旅行などの行事中に災害が発生した場合に備え、細かく対応の方法を整備しておくことが大切です。

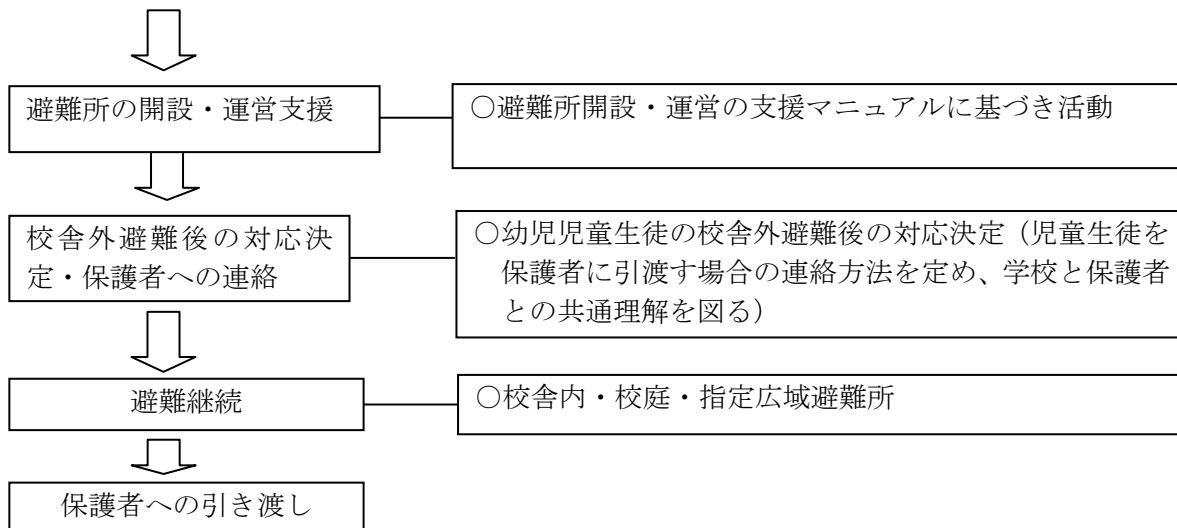
[対応を決めておきたい場所別・時間帯別]

- ア 教科等の学習中 (p 12～p 20 参照)
- イ 休憩時間 (p 21 参照)
- ウ 校外学習・修学旅行等の宿泊を伴う行事 (p 22・p 24 参照)
- エ 登下校時 (p 25～p 26 参照)
- オ 寄宿舎在籍時 (p 23 参照)
- キ 夜間休日等 (p 27 参照)
- ク その他

教職員在校時における震災対応例

(1) 基本的な対応





(2) 被災状況の対応

①授業中

場所	共通事項	個別事項
普通教室	○災害時・担当教諭 ○教師の指示による安全確保の的確な指示（頭部の保護・窓や壁際から離れさせる。「落ちてこない」「倒れてこない」場所への移動。） ○火気使用中であれば、地震のゆれがおさまってから消火する。 ○幼児児童生徒の人員状況の確認や周囲の安全確認を行う。 ○余震や二次災害（火災や土砂災害等）に備え、児童生徒を落ち着かせる。	○机の下にもぐらせ、机の脚を両手でしっかり持つよう指示する。 ○火気使用中であれば消火を指示する。
特別教室		○実習中等であれば、危険回避を指示する。
体育館		○中央に集合させ、体を低くするよう指示する。（建物の構造や体育用具の位置によっては、柱や壁に寄り添うほうが良い場合もある。）
運動場 (グラウンド)		○建物から離れ、中央に集合させ体を低くするよう指示する。
プール		○速やかにプールの縁に移動させ、縁をつかむよう指示する。 ○ゆれがおさまれば、速やかにプールから出るよう指示する。 ○避難準備（サンダル・靴を履き・衣服やバスタオルで身を守るよう指示する。）

② 職員と幼児児童生徒が離れている場合

場所	幼児児童生徒の行動	教職員の対応
階段・廊下・トイレ等	○ゆれている間は、帽子や上着等で頭部を保護してじっと待機する。 ○落下物や倒壊物に気を付ける。 ○ゆれがおさまれば、教職員の指示に従い、校舎外避難所に避難する。 ○周囲の安全確認を行う。	○全校指示（ゆれがおさまるまで、頭部を保護して教職員が到着するまで待機するよう指示する。） ○教職員は分散して児童生徒の安全確保・指示誘導を行う。 ○校舎外にいる児童生徒の安全確保・負傷者の応急手当をする。
運動場・中庭・学習園等	○建物・ブロック塀・窓ガラスの近くから離れる。 ○ゆれがおさまるまで、頭部を保護し広い場所の中央で待機する。	

地震発生時における対応(視覚障害・聴覚障害特別支援学校)

予想される状況	教職員の対応	幼児児童生徒の対応
<p>○突然大きくゆれる。</p> <p>○大ゆれが終息する。</p> <p>○火災発生</p> <p>○余震が起こる。</p> <p>○余震による倒壊</p> <p>○学校宿泊</p>	<p>○落ち着いて行動するよう呼びかけ(手話等を含む)、幼児児童生徒を安心させる。</p> <p>○教室では、幼児児童生徒に机の下に入り、机の脚をつかむよう指示する。</p> <p>○体育館・校舎では、頭・首を両手で保護し、壁・建物等から離れ、中央部に避難し、しゃがむよう指示する。</p> <p>○棚・ロッカーから離れるよう指示する。</p> <p>○勝手な行動をしないよう指示する。</p> <p>○人身を確認し、手分けして残留している幼児児童生徒がいらないか確認し、安全な場所に誘導し、落ち着かせる。</p> <p>○負傷者の手当てをする。</p> <p>○教職員は、分担に従って所定の部署につき、業務に従事する。</p> <p>○出火発見の場合、大声を出すなどして周知する。</p> <p>○幼児児童生徒を校庭に避難・集合させる。 ※雨天・降雪・強風の場合は、別途行動を考える。</p> <p>○危険箇所の発見と除去又は立入り禁止措置を実施する。</p> <p>○一斉伝達・誘導・集合・移動を開始する。</p> <p>○保護者への連絡と教職員・幼児児童生徒の寝食を準備する。</p>	<p>※盲学校では、周囲の状況が平常時とどのように変化したのか、簡潔に説明しながら具体的な行動を指示する。</p> <p>※ろう学校では、教員と児童生徒ができるだけ近くに集まり、ゆれが終息した状況を手話や筆談で簡潔に伝え、教員の指示どおりに行動するよう伝える。</p> <p>○机の下に入り、机の脚をつかむ。窓と反対側に向く。</p> <p>○教室の外に出ていかない。</p> <p>○頭・首を両手で保護して壁や校舎等から離れて、中央部に避難し、しゃがむ。</p> <p>○棚・ロッカーから離れ、机・テーブルがあればその下に入る。</p> <p>○教員の指示がなくても身を守る行動をとる。</p> <p>○校舎の外にいる幼児児童生徒は、校庭の中央部に集まり、指示を待つ。</p> <p>※盲学校では、幼児児童生徒が前の者に掴まる等、はぐれないようにする。いざという時に適切な行動ができるよう日頃から訓練しておく。</p> <p>※ろう学校では、幼児児童生徒が警報器の合図で速やかに行動できるようにする。いざという時に適切な行動ができるよう日頃から訓練しておく。</p>

地震発生時における対応(知的障害特別支援学校)

予想される状況	教職員の対応	児童生徒の対応
<p>○突然大きくゆれる。</p> <p>○大ゆれが終息する。</p> <p>○火災発生</p> <p>○余震が起こる。</p> <p>○余震による倒壊</p> <p>○学校宿泊</p>	<p>○落ち着いて行動するよう呼びかけ、児童生徒を安心させる。</p> <p>○教室では、児童生徒に机の下に入り、机の脚をつかむよう指示する。</p> <p>○体育館・校舎では、頭・首を両手で保護し、壁・建物等から離れ、中央部に避難し、しゃがむよう指示する。</p> <p>○棚・ロッカーから離れるよう指示する。</p> <p>○勝手な行動をしないよう指示する。</p> <p>○人身を確認し、手分けして残留している児童生徒がいないか確認し、安全な場所に誘導し、落ち着かせる。</p> <p>○負傷者の手当てをする。</p> <p>○教職員は、分担に従って所定の部署につき、業務に従事する。</p> <p>○出火発見の場合、大声で周知する。</p> <p>○児童生徒を校庭に避難・集合させる。 ※雨天・降雪・強風の場合は、別途行動を考える</p> <p>○危険箇所の発見と除去又は立入り禁止措置の実施</p> <p>○一斉伝達・誘導・集合・移動開始</p> <p>○保護者への連絡と教職員・児童生徒の寝食準備</p>	<p>○机の下に入り、机の脚をつかむ。窓と反対側に向く。</p> <p>○教室の外に出ていかない。</p> <p>○頭・首を両手で保護して壁や校舎等から離れて、中央部に避難し、しゃがむ。</p> <p>○棚・ロッカーから離れ、机・テーブルがあればその下に入る。</p> <p>○教員の指示がなくても身を守る行動をとる。</p> <p>○校舎の外にいる児童生徒は、校庭の中央部に集まり、指示を待つ。</p> <p>※指示が理解できない時は安全な場所に移動するまで、教員が児童生徒の手を握り、一緒に歩くようにする。いざという時に迷わないよう日頃から訓練しておく。</p> <p>※興奮状態に陥った時には、複数で抱えて移動することも考えられる。</p>

地震発生時における対応(肢体不自由・病弱特別支援学校)

予想される状況	教職員の対応	児童生徒の対応
<p>○突然大きくゆれる。</p> <p>○大ゆれが終息する。</p> <p>○火災発生</p> <p>○余震が起こる。</p> <p>○余震による倒壊</p> <p>○学校宿泊</p>	<p>○落ち着いて行動するよう呼びかけ、児童生徒を安心させる。</p> <p>○教室では、児童生徒に机の下に入り、机の脚をつかむよう指示する。</p> <p>○体育館・校舎では、頭・首を両手で保護し、壁・建物等から離れ、中央部に避難し、しゃがむよう指示する。</p> <p>○棚・ロッカーから離れるよう指示し、ガラス等に注意すること。</p> <p>○勝手な行動をしないよう指示する。</p> <p>○全く体を動かせない、また反応をうまく示せない(車イス含む)児童生徒の身の安全を確保しながら、声かけに努め、安心させる。</p> <p>○人身を確認し、手分けして残留している児童生徒がいないか確認し、安全な場所に誘導し、落ち着かせる。</p> <p>○負傷者の手当てをする。</p> <p>○教職員は、分担に従って所定の部署につき、業務に従事する。</p> <p>○出火発見の場合、大声で周知する。</p> <p>○車いす用避難経路・エレベーター等を確認する。</p> <p>○重篤なけいれん発作、呼吸困難を起こした児童生徒に学校生活管理指導表等に基づき、応急措置を行い、必要に応じ救急車の出動を要請する。</p> <p>○児童生徒を校庭に避難・集合させる。 ※雨天・降雪・強風の場合は、別途行動を考える</p> <p>○危険箇所の発見と除去又は立入り禁止措置を実施する。</p> <p>○一斉伝達・誘導・集合・移動を開始する。</p> <p>○保護者への連絡と教職員・児童生徒の寝食を準備する。</p> <p>○排泄管理・防寒対策を実施する。</p>	<p>○自力で移動可能な児童生徒も教室の外に出ない。</p> <p>○車いすを使用している児童生徒のうち、上肢を動かせる者は、頭部等の保護をする。</p> <p>○自力で移動可能な児童生徒は、壁や校舎等から離れ、中央部に避難し、しゃがむ。</p> <p>○校舎の外にいる自力で移動可能な児童生徒は、校庭中央部に集まり、指示を待つ。</p> <p>○エレベーターの使用を中止する。</p> <p>○他の児童生徒と同一行動をとる。</p> <p>※病院(病棟)、施設との連絡体制を整え、日頃から連携を図る。</p> <p>○児童生徒を移動させる際は、ストレッチャー・車いす・教職員が背負う等、一人一人に合った対応をとる。</p> <p>○移動の際は、酸素マスク・チューブ等の状態を常に点検し、慎重に移動させる。児童生徒の健康観察を常に行い、容態の急変に気をつける。</p> <p>○いざという時に迷わないように日頃から訓練しておく。</p>

地震発生時における具体的な対応例（１） 授業中（普通教室）

予想される状況	教職員の対応	幼児児童生徒の対応
<p>○天井・壁等が割れたり、落ちたりする。本棚・ロッカー等が転倒する。蛍光灯・時計等が落下したり、時にはテレビも2～3 m 飛んだりする。</p> <p>○幼児児童生徒が不安や恐怖で泣き叫び、教師の指示が行き届かなくなる。また、恐怖のあまり全く動けなくなったり、失禁したりする。自分勝手に行動し始め、パニック状態になる。</p> <p>○教師自身が負傷し、動けなくなる。</p>	<p>【ゆれている時】</p> <p>○「机の下に潜れ！」 「机の脚を持って！」 「大丈夫。先生もここにいる。」</p> <p>○「外へ飛び出さな！」</p> <p>※脱出口を1箇所以上確保する。</p> <p>【避難する時】</p> <p>○「ケガ人はいないか。」 ※負傷者の有無を確認し、応急処置を行う。</p> <p>○「座布団や本などで頭を守れ！」</p> <p>○「あわてないで、避難しろ！」</p> <p>※幼児児童生徒に対して、適切な避難経路を指示した上で先導する。（隣のクラスと連携して、先頭・最後尾に教師がつくようにする。）</p> <p>※出席簿・地区別名簿等の必要なものを携行し、人数を確認する。</p>	<p>【ゆれている時】</p> <p>○机の下に潜って、机の脚をしっかりと持つ。</p> <p>○身を隠すところがない場合は、座布団や身近にあるカバン・本等で頭を覆い、出来るだけ低い姿勢をとる。</p> <p>【避難する時】</p> <p>○教員の指示に従い、「お」・「は」・「し」・「も」を守る。</p> <p>※「お」（おさない） 「は」（はしらない） 「し」（しゃべらない） 「も」（もどらない）</p> <p>○座布団等で頭を覆い、上履きのまま、避難所（校庭）へ行く。</p> <p>○煙が発生している場合は、ハンカチ等で鼻・口を覆い、避難する。</p> <p>○クラスごとに整列する。</p> <p>○勝手に家に帰らない。</p> <p>○担任が不在の場合は、近くの教師の指示に従う。</p>

地震発生時における具体的な対応例（２） 授業中（理科室・家庭科室）・給食時

	予想される状況	教職員の対応	幼児児童生徒の対応
理 科 室 ・ 家 庭 科 室	<ul style="list-style-type: none"> ○教室の例に準じる。 ○薬品棚が転倒し、薬品が散乱する。 ○薬品がこぼれる。 ○アルコールランプやガスバーナーが倒れ、出火する。 ○火傷等をする危険性がある。 ○マシン類の落下による負傷やアイロン・熱湯等による火傷をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ゆれている時は、教室の例に準じるが、机の下に潜れない場合は、次のように対応する。 ○「その場にしゃがめ！」 ○「頭を守れ！」 ○「こぼれた薬品に近づくな！」 ○「火を消せ！」 ※消火は、児童生徒の安全を最優先に指示する。 ※動けない場合は、ゆれがおさまってから火を消し、ガスや電気の元栓を必ず閉める。 ※避難も教室の例と同様とする。 ※避難の際は、薬品やガラス器具の破片等に注意させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教室の例に準じる。 ○教科書やノート等で頭を守る。 ○ゆれている時でも動ける場合は、薬品によるケガや火事の危険をなくしてから自分の身を守る。 ○動けない場合は、ゆれがおさまってから火を消し、ガスの栓を閉め、アイロン等のコンセントを抜く。
給 食 時	<ul style="list-style-type: none"> ○給食時には食器の落下、おかずの入っている食缶が倒れ、熱い食べ物類が飛び散る。 ○ランチルームでは多人数のため、パニック状態になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○給食室においては、素早く火元の始末をする。 ○他学年にわたる等、通常より多人数になるため、特に明確に指示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○机の下へ潜り、火傷をしないように気を付ける。 ○配膳準備時に廊下・手洗い場にいる場合は、休憩時の廊下に準じる。

発生時における具体的な対応例（3） 授業中（図書館等）

	予想される状況	教職員の対応	幼児児童生徒の対応
図書館	○図書室では、本棚・ロッカー類が相次いで倒れる。 ○本が次々と落ちてくる。	○「真ん中に行け！」 ○「しゃがめ！」 ○「本で頭を守れ！」	○近くにある本を持って、部屋の中央に行き、できるかぎり頭を保護してしゃがむ。
視聴覚室	○視聴覚室では、テレビ・パソコン等が落下する。 ○暗幕を引いている場合は、パニック状態を引おこしやすい。	○教室の例に準じる。 ○明かりをとます。 ○避難の際は、必ず上履きをはかせる。	○教室の例に準じる。
音楽室	○グランドピアノが数メートル動いたり、脚が折れる。 ○スピーカー・オーディオ設備・楽器等が落下する。	○教室の例に準じる。	○教室の例に準じる。
図工室	○図工室では、電動のこぎりやカナヅチ等が落下する。	○教室の例に準じる。 ○電気器具類を使用中は、特にケガに注意する。	○教室の例に準じる。
保健室	○保健室では、薬品棚の転倒、破損ガラスが散乱する。 ○冷蔵庫・ストーブ・測定器具等が転倒する。	○教室の例に準じる。 ○火災発生時には、初期消火として毛布等をかぶせる。	○体調不良等で休んでいる場合は、すぐにベッドの下に潜る。
コンピュータ室	○コンピュータ室では、モニター・パソコン本体等が落下する。 ○暗幕を引いている場合は、パニック状態を引おこしやすい。	○教室の例に準じる。 ○明かりをとます。 ○避難の際は、必ず靴をはかせる。	○教室の例に準じる。

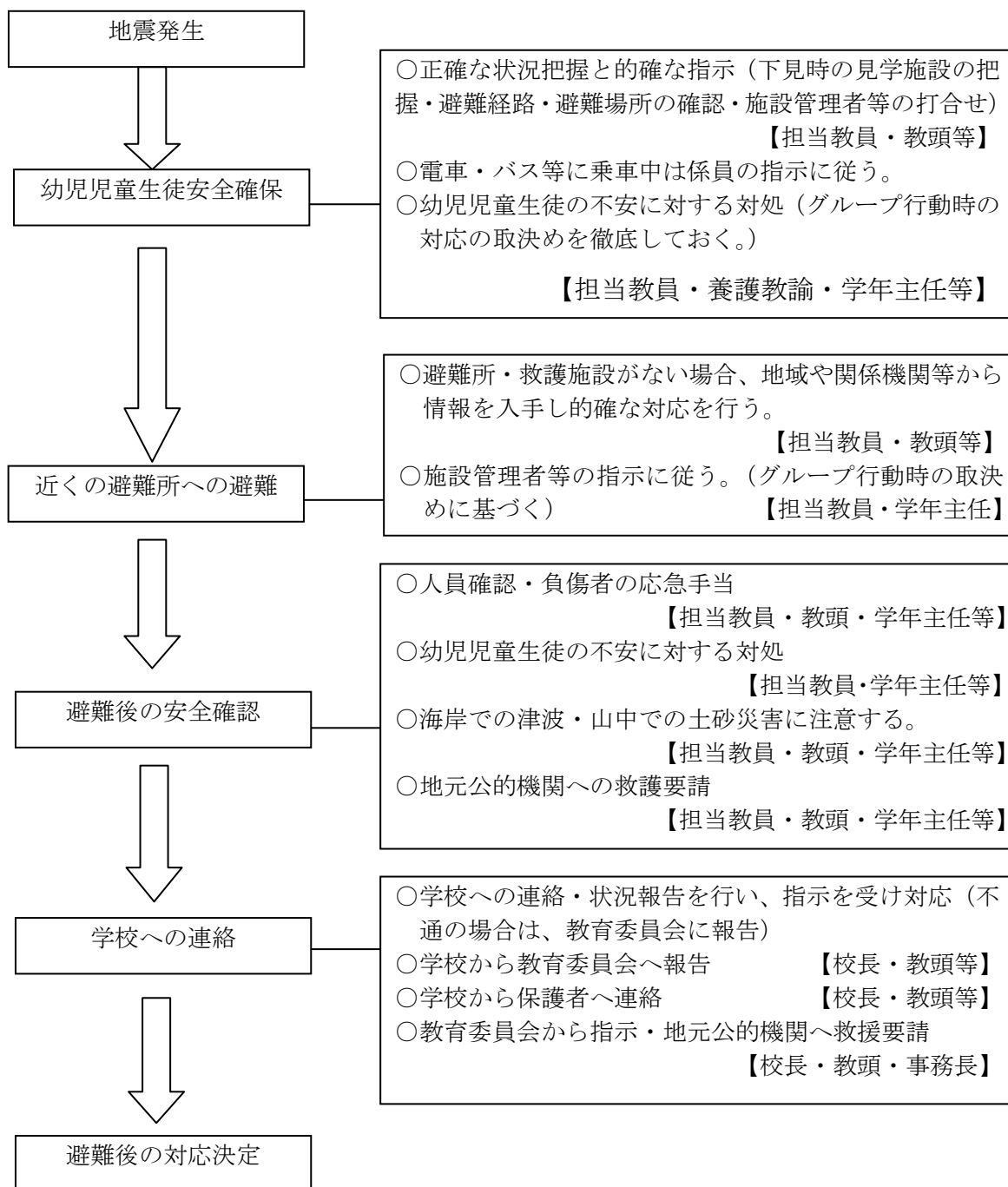
地震発生時における具体的な対応例（４）授業中（体育館・校庭・プール）

	予想される状況	教職員の対応	幼児児童生徒の対応
体育館	<p>○体育館では、破損ガラスが飛散する。</p> <p>○照明器具・天井固定器具類が落下する。</p>	<p>※体育の授業の時は、次のとおり対応する。</p> <p>○「真ん中へ行け！」</p> <p>○「しゃがめ！」</p> <p>○「頭の上に手を置け！」</p> <p>※全校集会等で多くの幼児児童生徒が集まっている場合は、次のとおり対応する。</p> <p>○「その場にしゃがめ！」</p> <p>○「頭の上に手を置け！」</p> <p>※避難するときは、明確に指示を出し、自分勝手な行動をとらせない。</p>	<p>○「落ちてこない」「倒れてこない」場所に移動し、手で頭を保護して、しゃがむ。</p> <p>○勝手に体育館の外に飛び出さない。</p> <p>○避難するときは、頭を守り、体育館シューズのまま外に出る。</p> <p>○教員の指示に従い、「お」・「は」・「し」・「も」を守る。</p> <p>※「お」（おさない） 「は」（はしらない） 「し」（しゃべらない） 「も」（もどらない）</p>
校庭	<p>○校庭に亀裂が入り、陥没する。</p> <p>○建物の付近では、ガラスが飛散する。</p> <p>○バックネット・サッカーゴールの倒壊・すべり台・ブランコ等の遊具が倒れる。</p> <p>○銅像が倒れる。</p>	<p>※落ち着いて指示し、勝手な行動をさせない。</p> <p>○「真ん中へ行け！」</p> <p>○「しゃがめ！」</p> <p>○「頭を守れ！」</p>	<p>○教員の指示に従う。</p> <p>○ゆれが激しい場合は、這ってでも、転がってでも、建物から離れる。</p> <p>○伏せた状態で頭を手や衣類等で守る。</p> <p>○勝手に校外に出たり、教室に入ったりしない。</p>
プール	<p>○プールの水面が波立ち、ところどころで亀裂が入る。</p>	<p>○水泳時は水からあげ、衣類を持たせ、履物をはかせ、避難させる。</p>	<p>○ゆれがおさまりしだい、避難場所へ移動する。</p>

地震発生時における具体的な対応例（５） 休憩時

	予想される状況	教職員の対応	幼児児童生徒の対応
教室	<ul style="list-style-type: none"> ○授業中の教室の例に準じる。 ○自由時間のため、自分勝手な行動による混乱が一層起こりやすい。 ○教師が近くにいないため、不安や恐怖をより強く感じ、奇声を発したり、泣き叫んで走り出したり、勝手に帰宅する幼児児童生徒も出てくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内放送等で安全な避難場所及び避難方法を明確に指示する。 ○教員はできるだけ早く所定の教室に直行し、校舎内の幼児児童生徒を把握する。 ○他学年・他学級の幼児児童生徒は、避難場所において、学級担任・担当者に引き渡す。 	<ul style="list-style-type: none"> ○授業中の教室の例に準じる。 ○校内放送・その他の通報を静かに最後まで聞き、指示に従い行動する。
廊下	<ul style="list-style-type: none"> ○廊下や昇降口等では、ロッカー・戸棚類・下駄箱等の倒壊や掲示板・額縁・ガラスの破片等が落下する。 ○戸や扉の開閉が困難になる。 ○防火扉が閉まってしまい避難が困難になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教員はできるだけ早く所定の教室に直行し、校舎内の幼児児童生徒を把握する。 ○被害状況をみた上で、別の避難経路を指示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内放送・その他の通報を静かに最後まで聞き、指示に従い行動する。 ○「落ちてこない」「倒れてこない」場所に移動する。余裕があれば、近くの教室の机の下に潜りこむ。
階段	<ul style="list-style-type: none"> ○破損ガラス・天井・壁・蛍光灯が落下する。 ○傾斜があるので、転落する可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○授業中の教室の例に準じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内放送・その他の通報を静かに最後まで聞き、指示に従い行動する。 ○転落しないようにその場に伏せて、頭を守る。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ○戸や扉の開閉が困難になる。 ○天井・壁・蛍光灯等が落下する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○授業中の教室の例に準じる。 ○トイレ内に幼児児童生徒がいな いか確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内放送・その他の通報を静かに最後まで聞き、指示に従い行動する。 ○トイレを使用中は、急いで戸を開けて、落下物に注意してじっと動かずにいる。
校庭	<ul style="list-style-type: none"> ○授業中の校庭の例に準じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○担当教師が校庭に出て、中央に集める。 ○状況に応じて安全な場所に避難させる。 ○クラスに戻す。 	<ul style="list-style-type: none"> ○授業中の校庭の例に準じる。 ○校内放送、その他の通報を静かによく聞き、指示に従って行動する。

学校外活動中における震災対応例



※修学旅行で県外にいる際に県内で地震が発生した場合

- 地震の規模・被害状況等の情報を収集する。（教頭・学年主任等・事務長）
- 学校又は教育委員会へ連絡・指示を受け対応する。（校長・教頭等）
- 地元公共機関や関係機関（旅行会社等）と連携する。（事務長・学年主任等）
- 幼児児童生徒の不安に対する対処（状況説明・今後の対応）（校長・教頭等）

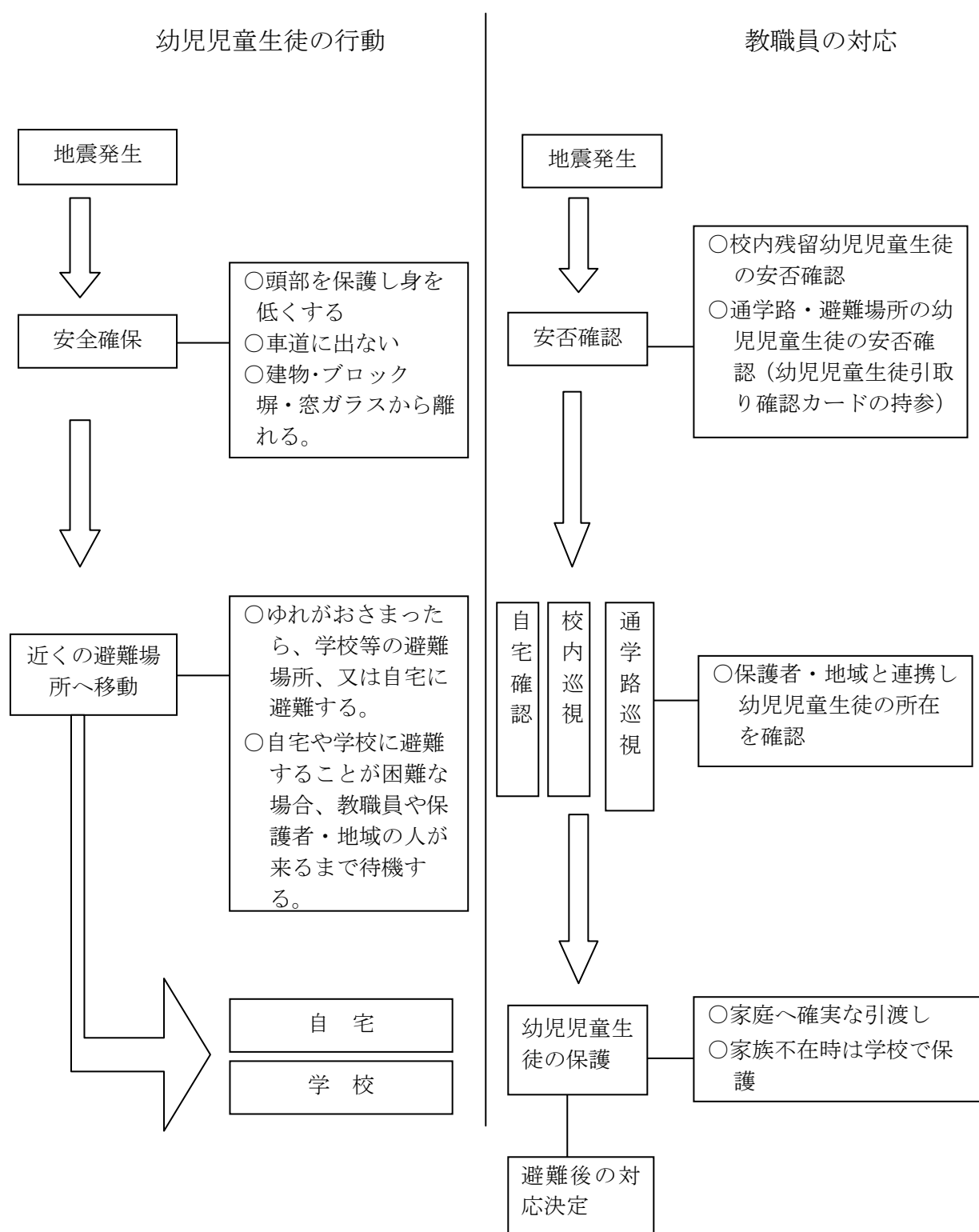
地震発生時における対応（寄宿舍）

予想される状況	教職員の対応	児童生徒の対応
<p>○突然大きくゆれる。</p> <p>○大ゆれが終息する。</p> <p>○火災発生</p> <p>○余震が起こる。 ○余震による倒壊</p>	<p>○放送等で落ち着いて行動するよう呼びかけ、児童生徒を安心させる。</p> <p>○棚・ロッカー・ガラス窓から離れるよう指示する。</p> <p>○勝手な行動をしないよう指示する。</p> <p>○児童生徒全員に廊下に出て待機するよう指示する。</p> <p>○避難放送で子供たちを避難誘導する。</p> <p>○人身を確認し、手分けして残留している児童生徒がいないか確認し、安全な場所に誘導し、落ち着かせる。</p> <p>○負傷者の手当てをする。</p> <p>○教職員は、分担に従って所定の部署につき、業務に従事する。</p> <p>○出火発見の場合、大声で周知する。</p> <p>○児童生徒を校庭に避難・集合させる。 ※雨天・降雪・強風の場合は、別途行動を考える</p> <p>○危険箇所の発見と除去又は立入り禁止措置の実施</p> <p>○一斉伝達・誘導・集合・移動開始</p> <p>○保護者への連絡と教職員・児童生徒の寝食準備</p>	<p>○近くにあるもの（座布団等）で自分の頭部を保護する。</p> <p>○棚・ロッカー等から離れ、机・テーブルがあればその下に入る。</p> <p>○指示があるまで外に出ていかない。</p> <p>○校庭等避難先の中央部に集まり、グループごとに整列し、指示を待つ。</p> <p>※必要に応じて、以下の対応を行う。</p> <p>○児童生徒に、ビブスを着用させる。</p> <p>○児童生徒をロープで囲む。</p> <p>○状況を判断し、第二次避難場所へ、避難命令を出す。</p>

地震発生時における具体的な対応例 校外活動時（校外学習・遠足・社会見学等）

予想される状況	教職員の対応	幼児児童生徒の対応
<p>○車両の脱線・転覆、高速道路の崩壊、建物の外壁・かわら・ネオンサイン等の落下、看板・ブロック塀等の倒壊ガラスの破片の飛散、電線の垂下がり、歩道橋の落下、ガソリンスタンド・自動車の爆発等による危険が起こる。</p> <p>○海岸では、津波・河川の堤防の決壊、低地では浸水による水害、埋め立て地では液状化による建物の崩壊、山間部では崖崩れ等が起こる。</p> <p>○地理不案内による不安やデマ等に惑わされたりして、心理的な動揺を起こしやすい。</p> <p>○旅館の内外は、校舎内外と同様に落下物や倒壊物等による危険がある。</p> <p>○火気使用中は、火災発生のおそれがある。</p> <p>○夜間の睡眠中、あるいは停電時には、居所不慣れによる混乱が起こりやすい。</p> <p>○幼児児童生徒にとって、不慣れた土地であるので、不安や恐怖が強く心理的動揺をきたし、混乱が起こりやすい。特に夜間においては、一層不安や恐怖心が高まる。</p> <p>○津波が発生する恐れがある。</p>	<p>○屋内・野外にいた場合は、危険物から遠ざけて集合させる。</p> <p>○人員の確認・把握を行い、引率責任者と十分に連携を図る。</p> <p>○交通機関利用時については、係員の指示に従い、協力して誘導にあたる。また、列車・バス等の乗車中は、非常コック・非常ドアを確認し、脱出口を確保する。</p> <p>※事前に遠足先の状況や避難所の確認をしておくことが大切である。</p> <p>※放送・メガホン等を使用し、あるいは各室へ通報し、避難の方法を明確に指示する。</p> <p>【ゆれている時】</p> <p>○「外に出るな！」</p> <p>○「ベッドの下に潜れ！」又は「布団の中に入れ！」</p> <p>【ゆれがおさまった時】</p> <p>○「慌てずに、静かに ◎◎に避難・集合しなさい！」</p> <p>※宿舎において、万一の場合を想定して避難の方法を必ず指導する。</p> <p>○津波に対しては、すみやかな対応が必要である。</p>	<p>○教師から離れず、集団で行動する。</p> <p>○電車・バス等に乗車中は車掌・運転手・職員等の指示に従う。</p> <p>○落下物から身を守る。</p> <p>○狭い場所や道路では、落下・倒壊物に注意し、素早く広い場所に出る。</p> <p>○倒壊現場・火災現場から離れる。</p> <p>○河岸では、津波の恐れがあるため、できるだけ早く高台へ避難する。</p> <p>○その他の場所においても、被災のおそれがある所からできるだけ速やかに遠ざかる。</p> <p>○避難経路・避難場所・宿舎の周囲の状況を明確に理解しておく。</p> <p>○室内で身の安全を守るための方法を工夫する。机の下に潜る、ベッドの下に潜る、布団で頭部を守る等。</p> <p>○避難行動は、指導者の指示により行い、自分勝手な行動はとらない。「お」・「は」・「し」・「も」を守る。</p> <p>○屋外に出たら勝手に室内に戻らない。</p> <p>○高台に避難する。</p>

登下校時の震災対応例



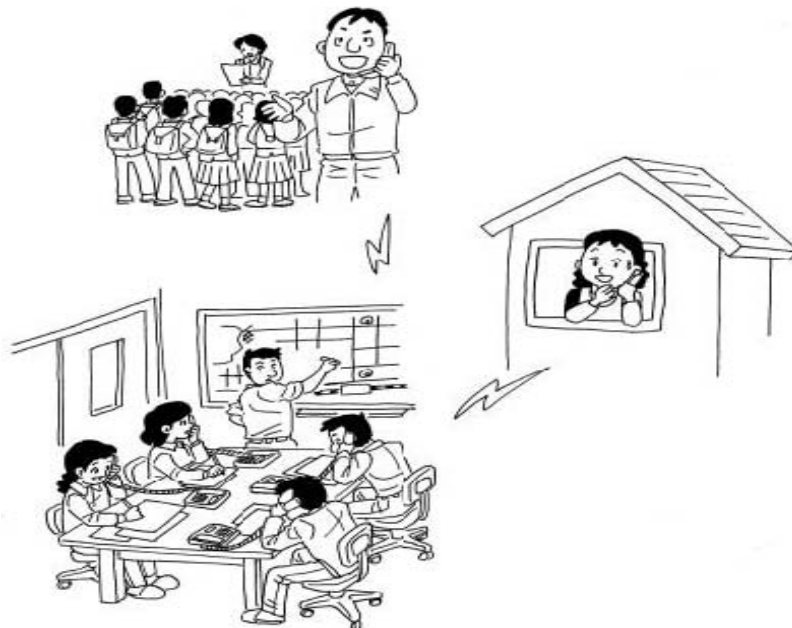
※状況に応じた対応（幼児児童生徒の安全の確保のための学校・保護者・地域との連携）ができるよう事前に協議をする必要がある。

地震発生時における具体的な対応例 登下校時

予想される状況	教職員の対応	幼児児童生徒の対応
<p>○強いゆれのため、立っていることも歩くこともできない。(約1分程度)</p> <p>○建物・煙突・電柱等の倒壊が起こり、電線が垂れ下がる。</p> <p>○かわら・外壁・看板等が落下したり、破損ガラスが飛散する。</p> <p>○ブロック塀・石垣・自動販売機等が倒壊する。</p> <p>○液状化した場所では、泥水や砂の噴出・埋設物の浮き上がりや建造物の傾斜・道路の陥没が起こる。</p> <p>○傾斜地では、山崩れ・崖崩れが発生する。</p> <p>○道路が地割れを起こしたり、都市ガスやプロパンガスが漏れ出したりする。</p> <p>○幼児児童生徒は、指導者が不在のため、どうしてよいか迷ったり、デマ等に惑わされて、危険な行動に走ることも予想される。</p>	<p>○できるだけ速やかに幼児児童生徒の安否の確認を行い、必要に応じて、家庭と連絡をとる。</p> <p>※事前に保護者と協力して、通学路を実地調査し、登下校時における危険箇所・避難方法等の対策を立てて指導する。</p> <p>○各家庭の避難所・避難経路・緊急時の連絡先をあらかじめ調べておく。</p> <p>○原則として、登下校中に地震が起こった場合、自宅か学校いずれかの近い方に向かうように事前に指導する。</p> <p>○震災時における緊急連絡先を決めておく。</p> <p>○交通機関を利用する幼児児童生徒は、関係機関の職員の指示に従うよう指導しておく。</p>	<p>○ゆれている時は、ランドセル・カバン等で頭を保護してしゃがむ。</p> <p>○動くことが可能であれば、狭い路地は避け、樹木の下に逃げ、繁華街であれば、落下物に注意して、ビル等に速やかに駆け込む。ただし、入口付近に留まる。</p> <p>○事前に家族と避難する場所を決めておく。</p> <p>○ゆれがおさまったら、状況に応じて、自宅か学校か近い方に向かう。(判断に迷ったら、学校へ向かう。)</p> <p>○学校と連絡を取り、状況を報告する。</p> <p>○ブロック塀から離れる。</p> <p>○川岸・崖下から速やかに離れる。</p> <p>○橋の上は危険なため、速やかに離れる。</p> <p>○火事が起こっているところから離れる。</p>

地震発生時における対応例（休日・夜間等）

予想される状況	教職員の対応	幼児児童生徒の対応
<p>○突然、震度6弱以上の地震が発生し、大きく揺れる。</p> <p>○地震による強い揺れのため立つことも歩くこともできない。</p> <p>○この強い揺れは、十秒から数十秒間続く。</p> <p>○主要震動終了・大きな揺れが収まる。</p> <p>○ガラス破片の飛散、転倒物、落下物がある。</p> <p>○傾斜地では崖崩れが発生する。</p> <p>○大きな揺れの後で幼児児童生徒の心が動揺している。</p> <p>○本震が終わっても、間もなく大きな余震が、次々と起こることが予想される。</p>	<p>○震度6弱以上の地震が発生した場合、自宅・家族の安全を確保した上で、所属校へ参集の連絡が無くても参集する。</p> <p>○教職員は、幼児児童生徒の安全確保を最優先する。</p> <p>○出勤した教職員又は部活動等で出勤している教職員の当初の任務は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出勤途上で知り得た情報を連絡班に報告する。 ・校舎等の安全確認を行う。 ・避難所の開設及び管理運営に協力する。 <p>○発災当初の任務の後、教職員は、幼児児童生徒の安否確認などの業務に従事する。</p>	<p>○クラブ活動等で学校にいる場合・部活担当者の指示に従い行動する。</p> <p>○家庭にいる場合は、保護者の責任において児童生徒の安全確保を図る。</p> <p>○自らの安否について、学校に一報を入れる。</p>





Check 6

災害発生時の幼児・児童・生徒の学校への留め置き（預かり）、引き渡しの基準やその方法は整備されていますか？

[ポイント]

- (1) 大規模地震などの災害が発生した時、どのような場合に幼児児童生徒を学校に留め置き（預かり）、どのような方法で保護者に引き渡しをするのかを明確にしておくことが必要です。
- (2) 災害発生時には、電話やメールなどの通信手段が機能しなくなることが予想されます。日頃から引き渡しの方法を保護者に周知するとともに、引き渡しの際は、緊急時幼児児童生徒引き渡しカード（例）などを使って確実に引き渡せるようにすることが大切です。

災害発生時の幼児児童生徒の学校への留め置き（預かり）、引き渡しの基準例

- 1 大規模地震（震度5強以上）が発生した場合
 - (1) 直ちに授業を打ち切る。
 - (2) 幼児・児童・生徒を学校で留め置き（預かり）とする
 - (3) 幼児・児童・生徒の引き渡しについては、緊急時幼児児童生徒引き渡しカード（毎年4月更新）を活用する。
- 2 震度5弱までの地震が発生した場合
 - (1) 通学路をはじめとする地域の被害状況をみて、校長が適切に判断する。
 - (2) 学校で留め置く（預かる）、集団下校させる等の場合には、事前に緊急メールシステムなどを使って保護者に連絡する。
- 3 その他の災害（火山、風水雪害、公共交通機関の事故など）が発生した場合
 - (1) 災害の状況に応じて校長が適切に判断し、1または2と同様の対応を行う。

[緊急時幼児児童生徒引き渡しカード（例）]

ふりがな 幼児児童生徒氏名	年 組 番			性別	
	年 月 日生			血液型	
在学兄弟姉妹	年 組 番氏名		年 組 番氏名		
自 宅	住所				
	TEL () -				
保護者氏名	続柄		電話	()	—
	続柄		電話	()	—
その他	続柄		電話	()	—
保護者への 緊急連絡先	携帯電話 - -				
	メールアドレス ()				
引渡し	場所	引取人氏名	続柄	日時	引渡人
	①体育館			月 日 時 分	
	②			月 日 時 分	
特記事項	※幼児児童生徒の健康状態など、保護者に伝えておく必要がある場合に記述。				



Check 7

災害時、学校施設を地域住民のための避難場所として開放する手順や、組織・役割が明確に決められていますか？

[チェックポイント]

校長は、市町村防災計画に基づき、市町村災害対策本部から避難所開設要請があった場合には、教職員を招集し、開放する校舎・校庭等の区域を決定し、避難所開設の宣言をします。予め組織を明確にし、避難場所を開放する手順や教職員の役割を日頃から確認しておくことが必要です。

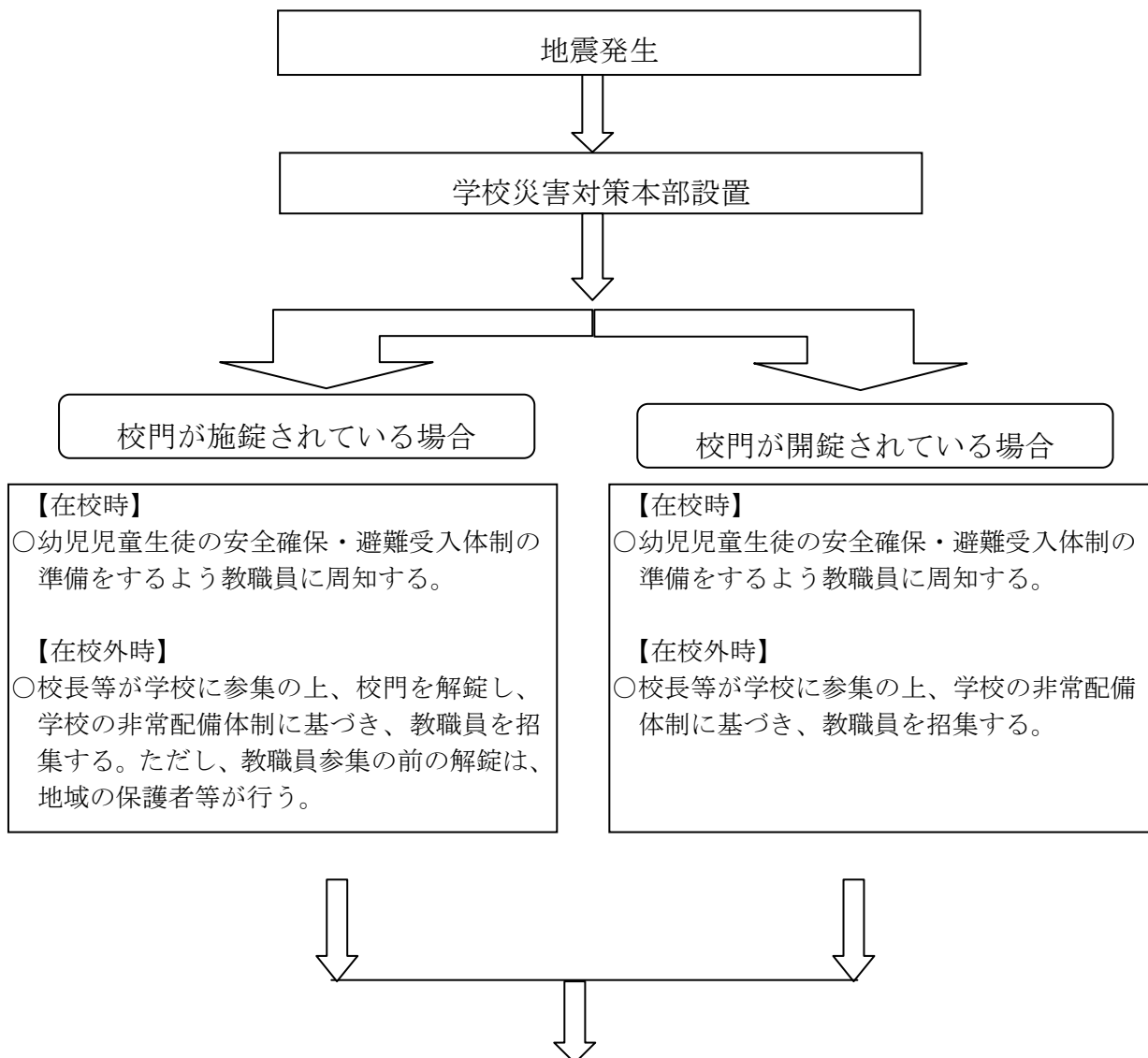
避難所開設・運営の支援（例）

(1) 収容避難所開設までの協力・支援

地震発生により避難が必要な状況が発生し、指定避難所（本校）に住民等が自主避難する場合の収容避難所開設までの当面の対応については、次のとおりとする。

校長等は、その当面の対応について、速やかに教育委員会に報告する。なお、避難所の開設・運営については、市町村・自主防災組織等との協議により、学校施設の利用計画を明らかにしておくものとする。

① 収容避難所開設までのマニュアル





校庭への避難

- 避難者数の把握
- 負傷者の確認と応急処置
- 各関係機関への連絡
- 学校施設の点検および校舎内避難・収容避難所開設等のための体育館・校舎内の外観上の安全確認を行う。被害状況の把握と危険箇所の立入禁止等の危険回避対応を行う。



体育館等への収容

【在校時】

- 校長等が解錠する。

【在校外時】

- 校長等が学校に参集の上、状況判断し解錠する。ただし、教職員参集前の解錠は、地域の保護者・関係者等が行う。
- 避難所開設・運営支援班は、避難者を体育館に誘導する。



収容避難所開設までの運営

- 避難者区画の指定避難人員の整理（人数等の把握）負傷者の確認と応急措置・災害弱者への配慮
- 体育館に避難者を収容したことを教育委員会に報告する。
- 収容避難所開設を前提とした初期行動

※「収容避難所開設・運営の協力・支援」収容避難所開設直後の対応を参照のこと。

市町村災害対策本部からの収容避難所開設の要請



収容避難所の開設・運営の支援

② 収容避難所における学校施設の利用計画例

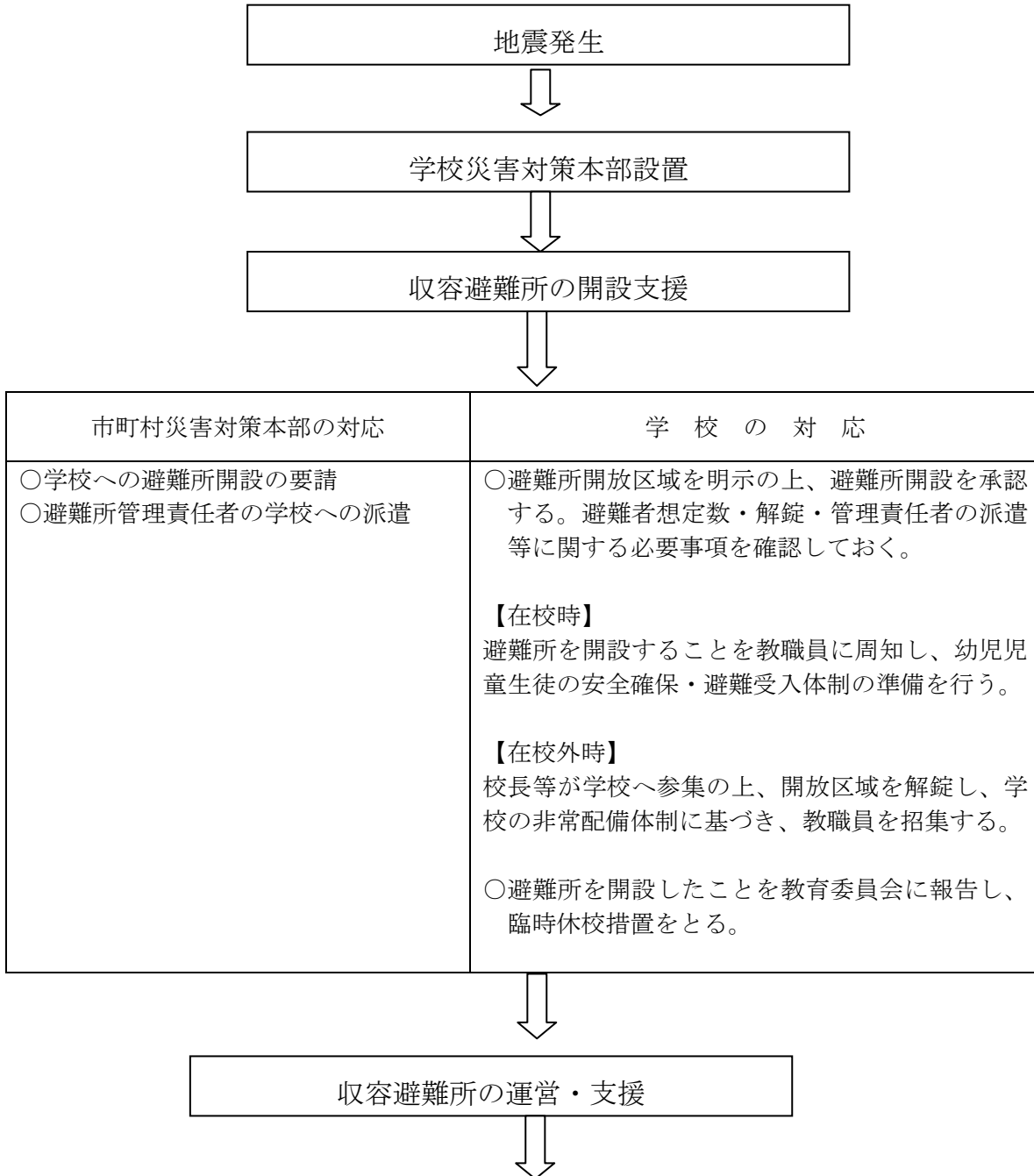
No.	利用目的	利用予定場所
1	収容場所	体育館・普通教室（1階・2階）・校庭テント（予備）
2	管理運営所（連絡所）	職員室
3	応急救護所	保健室
4	情報機器設置場所	視聴覚教室
5	情報掲示場所	玄関・各昇降口・体育館入口
6	ゴミ集積場所	プール北側
7	仮設トイレ設置場所	校舎と体育館の間
8	救援物資集積・配布場所	武道場
9	臨時死体安置場所	図工室
10	仮設電話設置場所	職員室
11	風呂	トレーニングルーム（体育館）
12	更衣室	体育館更衣室
13	洗濯場所	武道場と体育館の間
14	物干し場	校庭南側
15	ペット置場	校庭北側
16	介護室	多目的室
17	相談室	相談室
18	調理室	家庭科室
19	給水場所	体育館入口・体育館・武道場・水飲み場
20	緊急車両用駐車場	校長室前

※ 利用計画については、各市町村災害対策本部と協議の上、各学校の実態に応じ決定すること。

(2) 収容避難所開設・運営の協力・支援

校長等は、市町村災害対策本部から収容避難所の開設要請があった場合には、収容避難所として開放する校舎等の区域を災害対策本部と協議の上、決定する。校長等は、自校を収容避難所として開放した場合には、速やかに教育委員会に報告の上、学校の臨時休業について協議する。

① 学校災害対策本部における支援マニュアル





収容避難所の開設直後の対応



市町村災害対策本部の対応	学 校 の 対 応
--------------	-----------

管理責任者（市町村）
施設管理者（校長・教頭等・事務長）



庶務部
○避難人員の管理・各班との連携調整



環境管理部
○避難所の環境・衛生管理・防火防犯対策

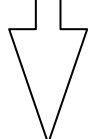


食糧物資部
○各室への連絡調整・生活物資等の請求・保管・仕分け・配付



各部責任者
○各係への連絡調整・生活物資等の仕分け、配付

○学校内にある避難所運営に役立つ備品・施設等の点検・整理



収容避難所収容長期化に対する対応



市町村災害対策本部の対応	学 校 の 対 応
<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営委員会の設置 ○連絡所の設置 ○避難者名簿の作成・各種書類の整備 ○避難所周辺の被災状況の把握 ○避難所の日常業務の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所開設直後の対応を継続 ○臨時休校・学校再開について教育委員会と連携・協議 ○避難者による避難所自主運営管理のための運営委員会への協力・支援 ○避難所としての学校施設使用状況について、教育委員会へ適宜報告 ○学校教育活動の再開



収容避難所の閉鎖



市町村災害対策本部の対応	学 校 の 対 応
○避難者の居住先の確保	○収容避難所閉鎖による校内施設等の現状復帰

② 校長及び避難所開設・運営支援班の役割（収容避難所開設までの対応）

ア 校長等（施設管理者）の役割

- (ア) 避難所である校庭への避難に備え、校門の施錠状況を把握し、教職員のほか教職員参集前の解錠に対応する地域の保護者も含め、解錠体制の確認を行う。また、体育館についても同様に解錠体制を確認する。
- (イ) 避難者が校庭に参集している場合、雨天・荒天時等、又は災害の規模・被害状況等を踏まえ、校長（施設管理者）等の判断により、外観上の安全確認をした上で、一時的に必要な収容場所として、体育館等を開放し避難者の不安解消を図るとともに、無用の混乱防止に努め、応急措置を行う。
- (ウ) 災害の規模・被害状況等を踏まえ、収容避難所の開設を前提とした初期対応と避難所開設・運営支援班による運営を行う。
- (エ) 避難者数・災害弱者の存在の有無・開放スペース・避難状況等について、教育委員会に連絡する。

イ 避難所開設・運営支援班としての役割（「収容避難所の開設を前提とした開設直後の対応」）に準じた当面の措置

(ア) 初期ライフラインの確保

水道・電気・ガスについて、各関係機関と連絡をとりながら、初期ライフラインの確保に努める。

(イ) 飲料水・生活水の確保

受水槽・高置水槽・プールの水の「ろ水器」によるろ過水を飲料水とする。

(ウ) 電気・照明器具の確保

自治体関係部署に発電機の配備を依頼する。電力供給業者に供給情報を確認する。校長は、ラジオ・懐中電灯・乾電池等を複数保管しておく。

(エ) 燃料（ガス等）の確保

カセットコンロ・木炭等を利用する。火気の使用は、安全性に配慮し、別にスペースを定めて使用区域を制限する。燃料の供給については、自治体関係部署に協力を依頼する。

(オ) 備蓄物資の配給

- a 市町村災害対策本部と協議し、避難者に配給する。
- b 災害弱者や非常持出のない家庭を優先する。
- c 配給時にトラブルがないようにする。

(カ) 救援物資の受入れ搬入予定時間・物資品目を確認し、受入手順を定め、受入作業には、避難者の協力を求める。

(キ) 避難者の応急手当

(ク) 高齢者等への配慮

高齢者優先を決め、トイレに近い居住区・物資の配給等に配慮する。

(ケ) 避難者の連絡窓口・情報提供

広範囲の情報収集の一元化を図り、避難者への伝達をきめ細かく伝達する。テレビ・ラジオを設置する。

(コ) 避難者名簿の作成

避難者名簿を作成し、避難所運営の効率化と秩序維持に努める。

(サ) 仮設トイレの措置・維持管理

水が使用できない場合、花壇やグラウンドに穴を掘る等、仮設トイレを設置する。詰まったトイレは使用禁止にする。

(シ) ゴミの処理

- a 夏期は、細菌が繁殖しやすいので、特に衛生面に注意する。
- b 可燃ゴミと不燃ゴミ等の分類を徹底させる。
- c 集積所・焼却炉の担当者を明確にしておく。
- d スプレー缶の爆発に注意する。

(ス) 学校内にある避難所運営に役立つ備品・施設の点検整理

(セ) その他、収容避難所の開設を前提とした当面の措置

③ 校長等及び避難所開設・運営支援班の役割（避難収容長期化への対応）

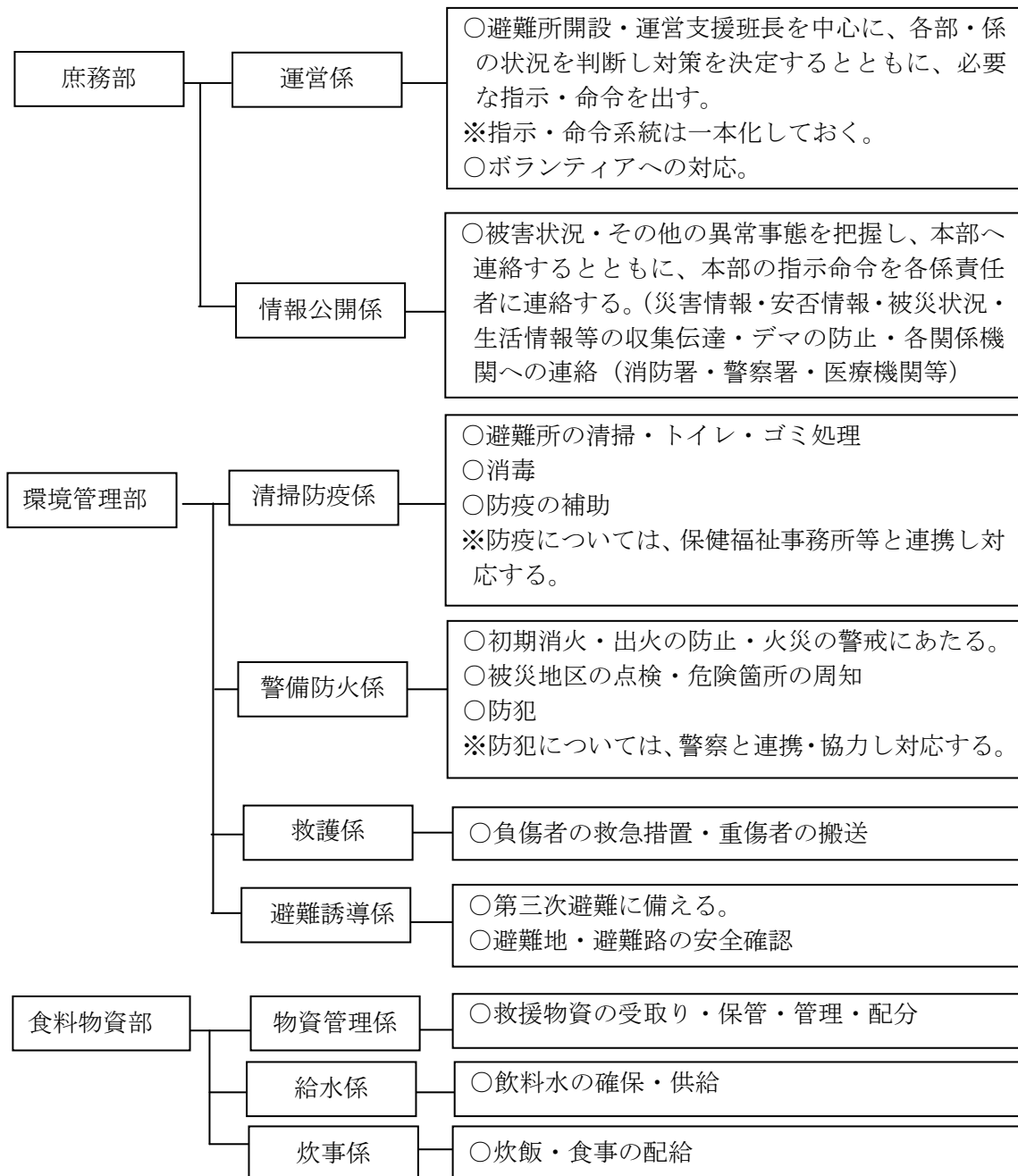
ア 校長等（施設管理者）の役割

避難収容が長期化する場合に収容避難所管理責任者に代わって、「各市町村地域防災計画」において想定される対応連絡所の設置・避難者名簿の作成・各種書類の整備・避難所周辺の被害状況の把握・避難所日常業務の管理・避難所運営委員会の設置等

イ 避難所開設・運営支援班としての役割

- (ア) 避難所開設直後の対応の継続
- (イ) 共同炊出しへの協力
- (ウ) 避難所内の秩序維持・盗難防止・防火見回り

④ 避難所開設・運営支援班の設置例



参考資料目次

資料 1	長野県地域防災計画について	p 36	～ 38
資料 2	学校安全の構造	p 39	
資料 3	災害安全教育について	p 40	～ 41
資料 4	学校安全計画(例)【知的障害高等部】	p 42	
資料 5	学校再開に向けた対応(例)	p 43	
資料 6	学校から家庭への通知(例)	p 44	～ 45
資料 7	避難所における備蓄物資(例)	p 46	

資料 1 長野県地域防災計画について ※H24 年 3 月に改訂予定

「長野県地域防災計画」は、災害対策基本法第 40 条の規定により、国の中央防災会議が作成した「防災基本計画」に基づき、長野県の地域に係る災害について、住民の生命、身体及び財産を保護するため、長野県防災会議が必要な事項を定め作成した計画であり、「震災対策編」「風水害対策編」「火山災害対策編等」の 3 編で構成されている。

○「長野県地域防災計画」における学校の対応について

震災対策における学校の対応については、次の内容が定められている。

「学校に求められる対策・対応」(抜粋・要約)

- (1) 学校における避難計画 (震災対策編 第 2 章第 10 節 避難収容活動計画
風水害対策編 第 2 章第 11 節 避難収容活動計画
火山対策編 第 2 章第 11 節 避難収容活動計画)

(ア) 防災計画

- a 学校長は、地震災害・風水害・火山災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておくものとする。なお、この計画作成にあたっては当該市町村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議するものとする。
- b 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、県教育委員会(以下「県教委」という。)に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。
- c 防災計画には、以下の事項を定めておくものとする。
 - (a) 地震災害・風水害・火山災害対策に係る防災組織の編成
 - (b) 地震・風水害・火山災害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
 - (c) 県教委、当該市町村、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
 - (d) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
 - (e) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
 - (f) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
 - (g) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法

- (h) 児童生徒等が登下校の途中で地震にあった場合の避難方法
- (i) 児童生徒等の救護方法
- (j) 初期消火と重要物品の搬出の方法
- (k) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
- (l) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- (m) 防災訓練の回数、時期、方法
- (n) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- (o) 震災後における応急教育に関する事項
- (p) その他、学校長が必要とする事項

(イ) 施設・設備の点検管理（教育委員会）

学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

- a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が、地震の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
- b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- c 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(ウ) 防火管理

地震災害・風水害・火山災害の二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- a 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

(エ) 避難誘導

- a 避難経路及び避難場所は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。
 - (a) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする
 - (b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする
 - (c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする
 - (d) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする

(オ) 私立学校に対する指導（総務部）

私立学校については、県立学校の対策に準じて整備するよう指導する。

イ【市町村（教育委員会）が実施する計画】

県が実施する計画の例に準じて、市町村の防災計画等を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

(2) 学校における防災教育の推進 (第2章第32節 防災知識普及計画)

- (ア) 学校においては、大規模災害にも対処できるように市町村その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。
- (イ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。
 - a 防災知識一般
 - b 避難の際の留意事項
 - c 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
 - d 具体的な危険箇所
 - e 災害時要援護者に対する配慮
- (ウ) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

(3) 避難所の開設・運営 (第3章第11節 避難収容活動)

- (エ) 県立学校における対策
 - a 避難場所としてあらかじめ指定を受けている県立の高等学校及び特別支援学校が地域の避難所となった場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放するものとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。
 - b 学校長は、避難所の運営について、必要に応じ市町村に協力するものとする。

なお、市町村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努めるものとする。
 - c 幼児及び児童生徒が在校時に地震が発生し、地域の避難所となった場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児及び児童生徒の避難場所を明確に区分する。

資料2 学校安全の構造

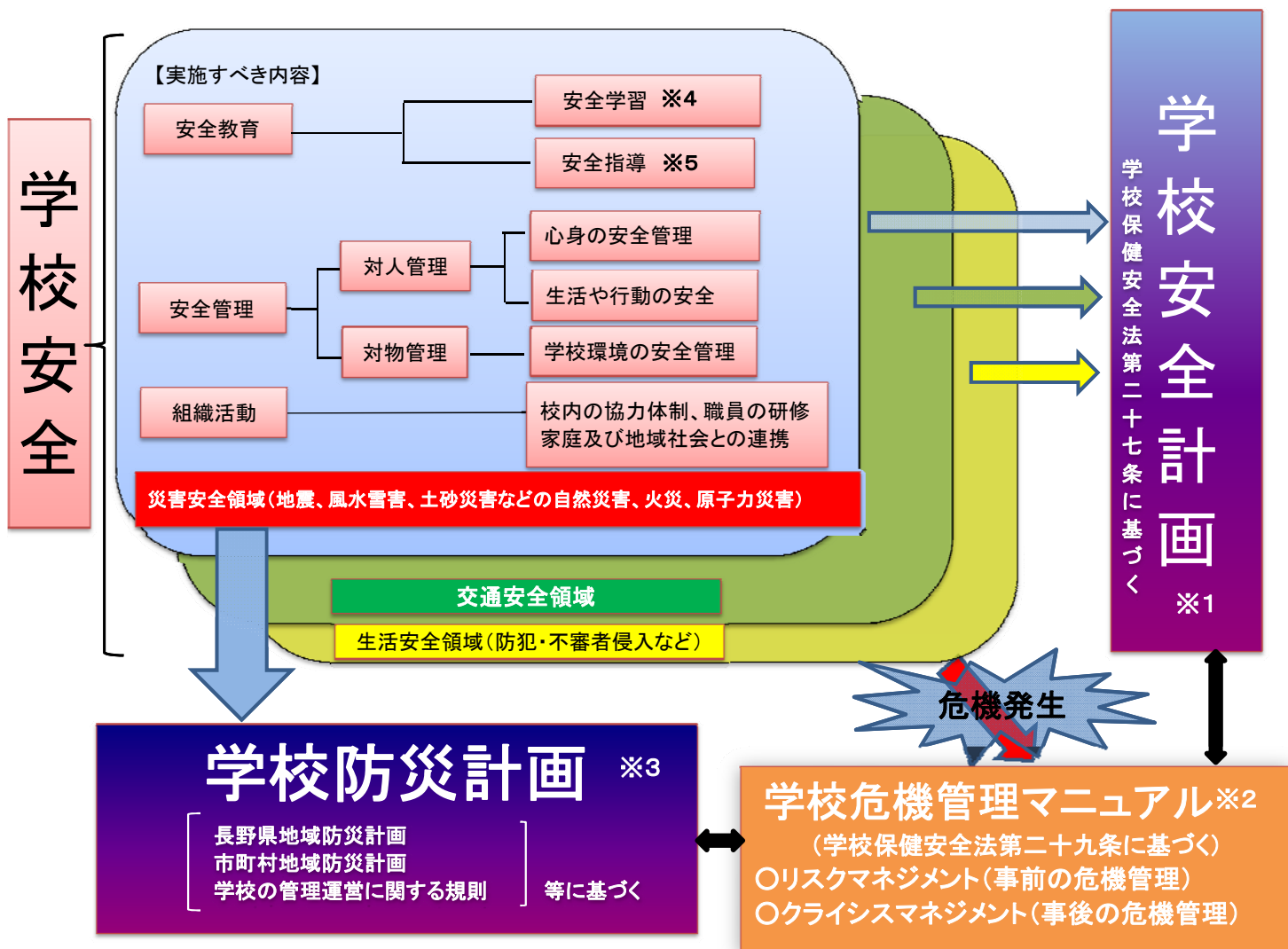


図1〈学校安全の構造図〉

『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』(平成22年3月 文部科学省)等から

※1 学校安全計画

- ・ 安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを統合し、全体的な立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画のこと。
- ・ 安全点検、安全指導、職員研修の3項目の内容を必ず含めなければならない。

※2 学校危機管理マニュアル

- ・ 事件・事故災害発生時における措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領のこと。
- ・ 不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じて策定する。

※3 学校防災計画

- ・ 各学校等における防災体制の整備、施設・設備等の災害予防対策、防災訓練の実施、災害安全教育、教職員研修、県または市町村地域防災計画で定める事項を記載する。

※4 安全学習(災害安全領域)

- ・ 小学校「体育科」(保健領域)、中学校保健体育科(保健分野)、高等学校保健体育科(科目「保健」)を中心として、生活科、社会科、理科など関連した内容のある教科や道徳・総合的な学習の時間で取り扱う。

※5 安全指導(災害安全領域)

- ・ 学級(ホームルーム)活動や学校行事・課外指導などで取り上げることが多い。防災避難訓練は安全指導の一環として行われる。

資料3 災害安全教育について

(1) 学校における災害安全教育のねらい

- 1 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。
- 2 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。
- 3 自然災害の発生のメカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする。

(2) 学校における災害安全に関する安全指導の取扱い

区分	特 別 活 動		
	学校行事	学級・ホームルーム活動	児童会・生徒会活動
小学校	「健康安全・体育的行事」 自他の生命を尊重し、安全に必要な事柄を理解させ、安全な生活を営むことのできる態度や能力を養う。 ・避難訓練 ・安全に関する安全意識を高める行事	「健康で安全な生活態度の育成」 自他の生命を尊重し、安全に必要な事柄を理解させ、安全な生活を営むことのできる態度や能力を養う。	「児童会活動」「クラブ活動」 自発的、自治的な実践活動を通して、防災に関する知識を習得し、災害から身を守り、安全に行動できる態度や能力を養う。
中学校	「健康安全・体育的行事」 自他の生命を尊重し、安全に必要な事柄を実践的に理解し、安全な生活を営むことのできる態度や能力を養う。 ・避難訓練 ・安全に関する安全意識を高める行事	「健康で安全に関すること」 自他の生命を尊重し、安全に必要な事柄を実践的に理解し、安全な生活を営むことのできる態度や能力を養う。	「生徒会活動」「クラブ活動」 自発的、自治的な実践活動を通して、自他の生命を尊重し、的確な判断力を伸ばし、安全な行動を選択できる力を培う。
高等学校	「健康安全・体育的行事」 自他の生命を尊重し、自らの安全確保とともに地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて理解を深め、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動等に積極的に参加できるようにする。 ・避難訓練 ・地域防災訓練への参加 ・災害時のボランティア活動への参加	「健康・安全な生活態度や習慣の確立」 自他の生命を尊重し、自らの安全確保とともに地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて理解を深め、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動等に積極的に参加できるようにする。 ・社会的責任の意識高揚 ・危険予測能力の向上 ・自然災害への心構えと的確な行動	「生徒会活動」「クラブ活動」 自発的、自治的な活動を通じて、安全に関する問題の改善向上を図る諸活動を行い、社会的に事故実現を図る能力や社会の一員としての資質を培う。

(3) 災害安全に関する指導の内容

※『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』（文部科学省）より
様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

ア	火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
イ	地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
ウ	火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方
エ	風水（雪）害、落雷等の気象災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
オ	放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
カ	避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
キ	災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
ク	地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
ケ	災害時における心のケア

(4) 学級活動における安全指導（災害安全）の目標・内容例

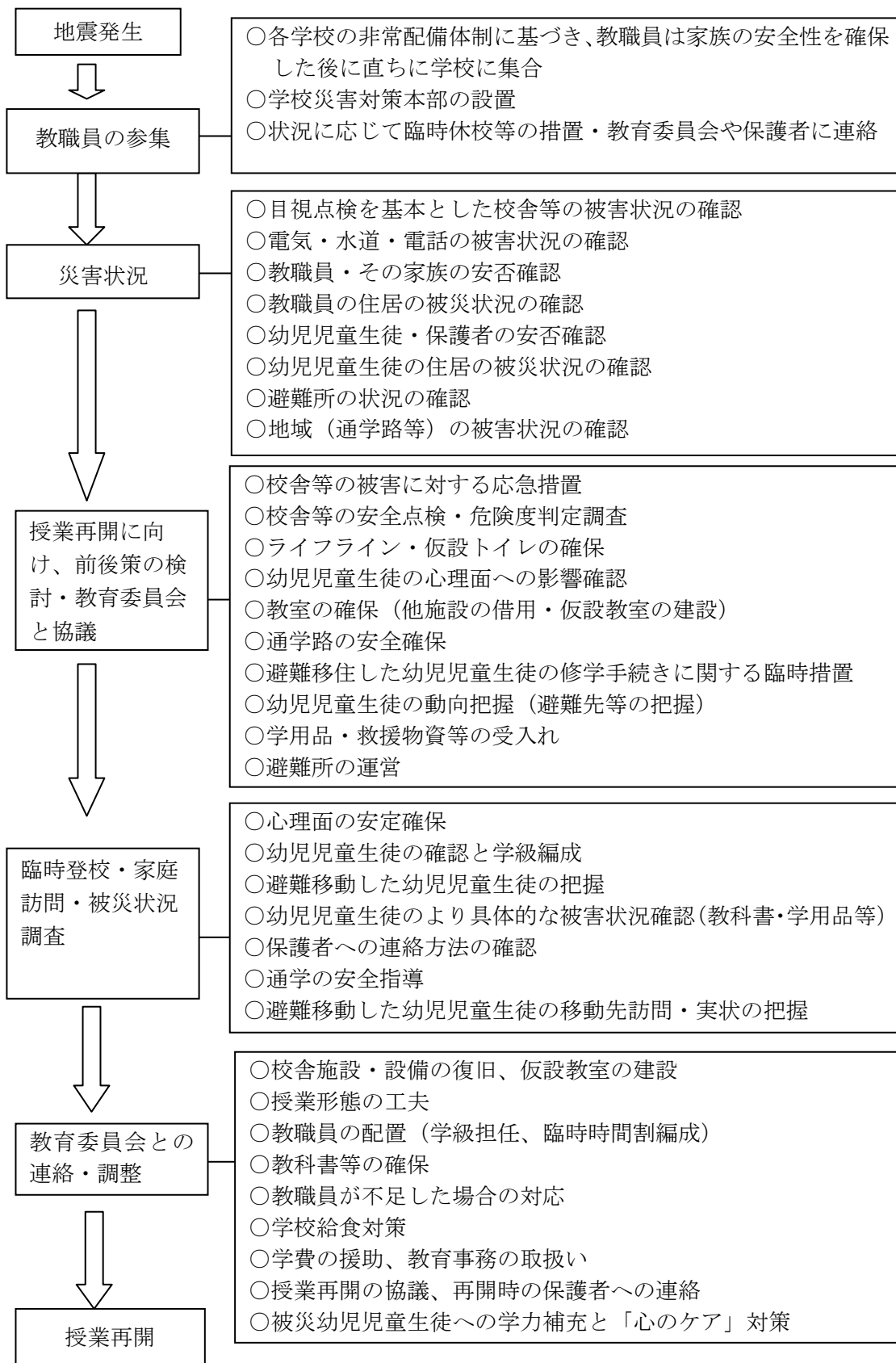
区分	目標	項目	内容		
			小学校	中学校	高等学校
火災時の安全	火災のときに起こりやすい危険な状況を理解し、適切な行動ができるようにする	火災のときの危険	低 火のまわり方と煙の危険 中 火災の原因と危険 高 火災が発生したときの心構え	火災の原因と危険 火災に対する心構え	火災の原因と危険 危険物の取扱い 火災に対する心構え
		火災の状況に応じた安全な行動	低 火のまわり方と煙に対する行動の仕方 中 火災情報に基づいた判断と安全な行動 高 安全な行動の要素	有害な煙に対する行動の仕方 火災の特性 救助器具の使い方と初期消火の仕方	有害な煙に対する行動の仕方 火災の特性 パニックの防止と安全な行動 初期消火の方法
		避難経路・避難場所の確認と避難や誘導の仕方	低 地震のとき 中 避難場所の確認 高 様々な場面に応じた避難の仕方	避難経路、避難場所の確認 様々な場面に応じた避難の仕方	避難経路、避難場所の確認 様々な場面に応じた避難と避難誘導の仕方
地震災害時の安全	地震発生の場合、危険な行動に走りやすいことを理解し、安全な行動ができるようにする	地震のときに起こる危険を理解し、安全な行動ができるようにする	低 地震のときの危険 中 地震情報に基づいた判断と安全な行動 高 地震のときの危険に対する心構え	地震のときに発生する様々な危険（家屋の倒壊・地割れ・山崩れ・流砂現象・陥没・落下物） 正しい情報の入手 パニック防止と安全な行動 地震災害への家庭での備え	地震発生時のメカニズム 地震のときに発生する様々な危険（家屋の倒壊・地割れ・山崩れ・液状化・陥没・落下物） 正しい情報の入手と発信 パニックの防止と安全な行動 地震災害への家庭での備え
		避難経路・避難場所の確認と避難や誘導の仕方	低 安全な避難の仕方 中 安全な避難場所の確認 高 様々な場面に応じた避難の仕方	地震に応じた避難経路と避難場所の確認 様々な場面に応じた避難の仕方	地震に応じた避難経路と避難場所の確認 様々な場面に応じた避難と避難誘導の仕方
		津波による危険と避難の仕方	低 安全な避難場所の確認と避難の仕方 中 津波による危険 高 津波情報の収集の仕方 様々な場面に応じた避難の仕方	津波による危険 津波警報と避難の仕方	津波による危険 津波警報による避難と避難誘導の仕方
火山災害時の安全	火災災害が発生した場合の危険を理解し、安全な行動ができるようにする	火山活動による危険と避難の仕方	低 安全な避難場所の確認と避難の仕方 中 火山活動による危険 高 火山情報の収集の仕方 様々な場面に応じた避難の仕方	火山活動（火砕流・噴石・降灰・火山ガス）による危険 火山情報と避難の仕方	火山活動（火砕流・噴石・降灰・火山ガス）による危険 火山情報による避難と避難誘導の仕方
気象災害時の安全	風水害、豪雪は登下校時の道路環境を変えることがあることを理解し、危険を的確に判断し、安全な行動ができるようにする	風水害等による危険と安全な行動の仕方	低 風水害のときの危険 中 風水害のときの安全な行動の仕方 高 風水害のときの安全な行動の仕方	風水害のときの危険（落下物・電線の切断や倒木・増水による河川の変化・土砂崩れ・河川の崩壊や橋の流出） 風水害情報と避難の仕方	風水害のときの危険（家屋への浸水・家屋の倒壊・高潮・河の氾濫・土石流・崖崩れ） 風水害情報による避難と避難誘導の仕方
		豪雪、雪崩等による危険と安全な行動の仕方	低 豪雪のときの安全な登下校の仕方 中 豪雪、雪崩のときの危険 高 豪雪、雪崩のときの安全な行動の仕方	豪雪時の交通安全 屋根等からの落雪 地吹雪時の危険	豪雪時の交通安全 屋根等からの落雪 地吹雪時の危険
		落雷による危険と安全な行動の仕方	低 登下校中の落雷による危険 中 落雷からの身の守り方 高 落雷に遭わない行動の仕方	落雷しやすい気象条件 校庭・プール等校外での危険 登下校中の危険 落雷に遭わない安全な行動	落雷しやすい気象条件 屋内外での危険 安全な避難と避難誘導の仕方
原子力災害時の安全	放射線の危険について理解し、安全な行動ができるようにする	放射線による身体への影響や健康被害	低 目に見えない危険 中 身近にある放射線 高 放射線による身体への影響と健康被害	身近にある放射線 目には見えない危険と身体への	放射線の身体への影響と健康被害
		放射線による健康被害の防止や避難の仕方	低 安全な避難の仕方 中 避難経路や避難場所の確認 高 正しい情報の入手の仕方	健康被害の内容と防止 放射線事故に応じた避難の仕方 避難経路と避難場所の確認	正しい情報の入手 避難警報と安全な避難と避難誘導の仕方
		地域・社会生活における放射線事故の防止対策		放射線による原子力災害と安全対策 モニター制度の仕組みとそこかわり	放射線による原子力災害にかかわる防災対策
放射線による健康被害の防止と個人や社会の責任	放射線による健康被害の防止と個人や社会の責任	低 放射線の存在 中 放射線の使われ方 高 放射線の安全対策への理解	情報の収集の仕方 防災訓練への参加	放射線による健康被害防止対策 防災訓練への積極的参加	
	災害発生時における避難所の役割とそこでの生活を理解し、安全な行動ができるようにする	災害発生状況と避難所の意義と相互扶助	低 避難所での安全な生活 中 災害発生時の避難所の役割 高 避難所の生活と自分の役割	災害発生時の避難所の意義と役割 避難所での生活 自主的な組織活動の必要性和相互扶助 ボランティア活動への参加	避難所生活と相互扶助 自主組織の活動への積極的参加 ボランティア活動への積極的参加 ライフラインの確保
	災害安全に関する意識を高めるために、交通安全指導や避難（防災）訓練等の学校行事の意義を理解し、積極的に参加できるようにする	災害安全に関する学校行事等の意義の理解と積極的な参加	低 避難（防災）訓練等への参加の仕方 中 災害安全に関する学校行事への積極的参加 高 災害安全等に関する学校行事の意義と理解	災害安全に関する学校行事の意義と理解 避難（防災）訓練等行事への参加	災害安全に関する学校行事の意義の理解 避難（防災）訓練等行事への参加の仕方
児童（生徒）会活動による自主的活動への参加	児童（生徒）会活動による自主的活動への参加	児童（生徒）会活動による自主的活動への参加	低 災害安全に関する児童会活動の内容	災害安全に関する学校行事の意義の理解 文化祭等への参加	災害安全に関する学校行事の意義の理解 文化祭等への参加
		地域社会における防災に関する活動への参加	低 家庭での防災 中 学校での防災 高 地域における防災に関する活動の理解と参加	地域における防災に関する活動への参加（防災訓練・救急法・応急手当・災害時のボランティア活動） 家庭における防災に関する積極的なかわり（点検・整備・防災備品の整理） 家庭における避難場所や連絡方法及び登下校の安全	地域における防災に関する活動への積極的参加（防災訓練・救急法応急手当・災害時のボランティア活動） 家庭における防災に関する積極的なかわり（点検・整備・防災備品の整理） 家庭における避難場所や連絡方法

資料4 特別支援学校(知的障害 高等部) 学校安全計画(例)

項目		4	5	6	7・8	9	10	11	12	1	2	3
月の重点		通学路の安全を確認しよう	交通安全に気をつけて通学しよう	プールでの事故に気をつけよう	夏休みを安全に過ごそう	交通安全について確認しよう	体育祭を安全に成功させよう	文化祭を安全に成功させよう	冬休みを安全に過ごそう	暖房時の安全を確認しよう	事故防止について確認しよう	春休みを安全に過ごそう
安全学習	保健体育	体育施設・用具の安全な使用	体力テスト用具の点検と使い方	プールにおける安全、救急法講習、心肺蘇生法		ソフトボール、キックベースボール等の球技指導における安全	陸上大会の安全 体育祭練習や当日の安全	サッカー等の球技指導における安全	柔道等の武道における安全	バスケット等の球技指導における安全	マラソン大会	マット、跳び箱、運動等の安全
	美術	・美術で使用するハサミやカッター、ナイフ、彫刻刀、木槌、土練機などの道具の安全な使い方 ・竹ひご、銅板、板などの材料の安全な使い方 ・写生や共同作品作時等の安全な設定										
	家庭	・調理で使用するガスコンロなどの安全な使い方 ・ミキサー、電子レンジ、ホットプレートなどの電気製品の安全な使い方 ・包丁、ピラー、調理ハサミなどの調理器具の安全な使い方や安全な調理方法を知る ・ミシン、アイロンなどの電気製品の安全な使い方・針やはさみなどの道具の安全な使い方										
	職業	木工班…ドリルやベルトグラインダーなどの電動工具の安全な使い方 ・のこぎりなどの工具の使い方 ・塗料の使い方と喚起 ・材料の安全な取扱い 園芸班… 鍬や移植鍬、鎌などの道具の安全な使い方 ・土飾を使った安全な土のふるい方 ・野菜や花など育てる上での安全な作業 接客班… 実際の接客に必要なコミュニケーション能力の育成 ・トレイの持ち方、グラスの運び方、テーブルへの置き方など安全な接客 事務班… 印刷機、シュレッダーなどの事務用機器の安全な使い方 ・ハサミやカッターなどの道具の安全な使い方										
	自立活動	・健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーション										
	総合的な学習の時間	・学校における全教育活動との関連を基に計画し、自然体験や活動を促すなかで、生徒の自発的な計画に基づき安全に対する意識を高める										
	安全教育	生活安全	情緒の安定 日常生活における安全	集団行動の約束 友達との接し方	一人では行ってはいけない場所、人通りの少ない場所確認	夏休みの過ごし方	自分の身を守る登下校や交通機関の安全な利用方法	不審者から自分を守る(防犯避難訓練)	「子供110番の家」の場所確認	冬休みの過ごし方	犯罪から身を守る携帯 電話の使い方	暖房器具の近くの安全な過ごし方
安全指導	交通安全	登下校の安全 安全な歩行	交通安全指導(警察署)	雨の日の交通安全(傘のさし方)	交通機関の利用方法	横断歩道のわたり方 自転車の乗り方	交通安全指導(警察署)	交通機関の利用とマナー	自転車に関する基本的な交通法規を知る	交差点の危険について	雪の日の交通安全	踏切事故等鉄道での安全
	災害安全	避難訓練(地震)訓練の大切さ	避難訓練(火災)煙体験、煙の怖さ・被害、ハンカチの大切さ	避難訓練(地震から火災へ)頭を守る大切さ、落下物、倒壊物への注意	避難訓練(経路訓練)気象災害の安全	総合防災訓練(消防署)引き取り訓練	抜き打ち避難訓練(地震)訓練の大切さ	避難訓練(地震)起震車訓練、避難経路の確認、ドア開放	避難訓練(火災)避難経路の確認、火元を回避して避難	抜き打ち避難訓練(地震から火災へ)あわてない、放送を良く聞いて行動	避難訓練(火災)暖房器具の安全な使い方、身の回りの安全確認	避難訓練(地震)落下物、ガラス等の危険、出入り口の確保
	HR活動	各月の避難訓練や安全指導に対して学級活動を活用して、事前学習や事後学習を行い児童生徒がより理解できるように繰り返し指導する										
安全管理	対人管理	特に配慮が必要な児童・生徒の把握(発作・運動制限)	健康診断	救急体制の見直し	水泳学習の事故防止 夏休み中の事故防止	健康観察の徹底	感染症の予防		冬休み中の事故防止	健康観察の徹底		健康管理の反省 春休み中の事故防止
	対物管理	施設・設備・遊具点検 机・いすの点検	便所・洗面所の衛生管理・点検 避難経路の点検	プール清掃・安全確認		飲料水検査	照度検査 遊具の安全点検	飲料水検査		教室の自然換気・CO2濃度検査		健康管理の反省
学校安全に関する組織活動(研修含む)		春の交通安全運動 職員防災研修	防犯に関する研修(マニュアルの確認等)	救急法講習会 教職員研修(熱中症の予防)	AED講習会 安全点検	秋の交通安全運動 防災に関する研修(避難訓練)	不審者対応訓練	応急手当と緊急時校内連絡体制	安全点検	防災に関する研修	安全点検	校内事故等発生状況と 安全措置に関する研修
寄宿舎安全管理		施設・設備安全点検 職員避難訓練	避難訓練 入浴時の安全 指導体制確認			避難訓練		暖房機器の安全使用				年間反省

(注) あくまで作成例です。地域・学校・児童生徒の実態に応じて内容及び様式等について検討・変更して御活用ください。[参考:学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 文部科学省]

資料5 学校再開に向けた対応（例）



資料6 学校から家庭への通知（例）

大地震などの緊急災害時における基本的な対応について

大地震などの災害に備え、緊急時における学校としての基本的な対応についてお知らせします。ご家庭でもその内容をご理解の上、ご協力をお願いいたします。

（1） 幼児児童生徒が学校にいる場合

大規模な地震が発生し、その後も余震が続き、道路や建物が損壊して、帰宅が不可能な状況の場合

- ①余震の恐れや二次災害等の状況の情報を収集し、安全が確認されるまで全校生徒を学校の安全な場所に留め置きます。
- ②各家庭に「学校に一時留め置くこと」を緊急メールシステムまたは電話で連絡します。

安全が確認されたら

- ③安全が確認された場合は、緊急メールシステムや電話で各家庭に連絡し、学校へ迎えに来てもらうよう連絡します。
※電話の場合は、あらかじめ各家庭より提出されている「家庭環境調査票」にある連絡先に連絡します。
- ④一定時間経過しても家庭からの迎えがない場合は、そのまま学校に留め置き、その間緊急メールシステムや電話等を利用して家庭と個別に連絡をします。連絡がとれるまでは、原則として学校に留め置くこととします。
電話やメールが不通になった場合も、原則として学校に留め置くこととします。

※土日の部活動や教師引率による校外学習等についても原則として上記のとおりとします。

（2） 登下校途中の場合

登下校時に歩いていたり自転車に乗っていた場合

- ①幼児児童生徒が登下校途中に地震に遭い、学校にもどって来た場合は、学校に一時留め置き、緊急メールシステムや電話を利用して各家庭に連絡します。
- ②幼児児童生徒が学校以外の場所に避難している可能性がある場合は、各家庭に下記の（3）と同様の方法および避難所に出向くなどして安否の確認を行います。

※大きな地震の場合は、あわてず近くの安全な場所に一時避難すること。
※頭上からの落下物・建物やブロック塀の倒壊・火災、場合によっては地割れ等に注意し行動すること。
※揺れがおさまり、安全だと判断できたら、学校か自宅、または公民館などの避難所など、いずれか最も近い安全な場所に避難すること。

(3) 帰宅後や休日など幼児児童生徒が自宅にいる場合

基本的には、学校から連絡があるまで自宅に待機すること。学校からの連絡は、以下のように行います。

- ①緊急メールシステムで安否確認等の方法について連絡するか、電話で学校から各家庭や保護者の緊急連絡先に連絡し、安否の確認を行います。
- ②在宅時に地震等の災害により大きなケガをした場合は、救急や病院へ連絡するとともに、可能であれば学校への連絡をお願いします。

※大規模な地震の場合、「緊急メールシステム」または「電話連絡」ができない場合があります。その場合は、学校側で災害伝言ダイヤル『171』に情報メッセージを入れます。

【学校の災害時優先電話〇〇-〇****】災害伝言ダイヤルの操作手順については

①ダイヤル「171」の次に「2」,

②「02**-〇〇-〇****」をダイヤルすると、メッセージを聞くことができます。

※災害伝言ダイヤルも使用できなくなった事態には、できる限り家庭訪問や避難所への訪問を行うなど、安否の確認を行います。

【ご家庭へのお願い】

○「緊急連絡先」等に変更がある場合は、その都度、学級担任へ連絡し、訂正をお願いします。

○緊急時に学校へ車でお子さんを迎えに来る場合、校地内へは出入りはせず、〇〇の駐車場をご利用願います。

(別紙参照：大地震等校舎や体育館が倒壊の恐れがある場合は、校庭で、それ以外は体育館での引き渡しを原則とします。)

○通学経路上の「指定避難場所」をお子さんと共にご確認ください。(◎〇市ホームページ、広報を参照)

○安全に登下校するようご家庭でのご指導をお願いします。自転車通学についてはマナーを守るよう、安全への指導を随時学校で行っています。ご家庭でもご指導よろしくをお願いします。

資料7 避難所における備蓄物資（例）

学校が避難所になった場合の備蓄物資には、次のようなものが考えられる。これらの整備については、市町村と十分協議をしておくことが必要である。

宮城県岩沼市教育委員会の「学校の危機管理」には、避難所における備蓄物資について、次のように記載されている。

◆生命維持に関わる物資の具体例

「生命維持に関わる物資」とは、主食料・水、休息・睡眠に関係する物で、生きていく上で最低限必要であると思われる物である。児童が帰宅できなくなる状況も想定されるので、地域の人も避難してきた場合も含めるとかなりの物資が必要になる。その物資の安全な保管場所を確保することも重要である。

① 食料・水

乾パン、缶詰等（取りあえず調理や加熱しなくてもすぐに食べることができる物が必要）、ミネラルウォーター、米、塩、味噌、粉ミルク

② 睡眠・休息

毛布等、ビニールシート、テント（校舎や体育館が倒壊した場合）

③ 医薬品

包帯、止血帯、ガーゼ、絆創膏、三角巾、湿布、消毒剤、体温計、生理用品、ゴム手袋、AED（自動対外式除細動器）

◆生活維持に関わる物資の具体例

地震直後、停電、断水という状況になり、それがすべて回復するまで1週間以上かかった。その期間、停電や断水という状況下で生活していく上で最低限必要と思われる物である。

① 照明

ろうそく、マッチ、点灯用ライター、懐中電灯、小型発電機、電池

② 暖房

ストーブ（電気を必要としない物）、燃料（灯油）

③ その他

簡易便所、トイレトペーパー、スコップ、タオル、消毒液、ポリ袋、ゴミ袋、ティッシュペーパー、生理用品、紙おむつ、バケツ※ 季節に応じて必要な物

◆組織の活動に必要な資機材の具体例

避難所として混乱なく、秩序をもって避難している人が生活することが大変重要である。そのためには、避難所として組織活動がうまく機能するような資機材が必要である。

① 対策本部用資機材等

児童・生徒名簿、教職員名簿、学校配置図（拡大図）、拡声器、テーブル、文具（マジック、模造紙、各種用紙、セロテープ、ガムテープ）、無線機、ラジオ、デジカメ、地図、自家用発電機、バッテリー、投光器、メガホン

② 水資機材

ポリタンク、大型ポリバケツ、バケツ

③ 災害防止資機材

ヘルメット、軍手、マスク、消火器

④ 支援・救助資機材

担架、ロープ、スコップ、斧、はしご、工具セット、ブルーシート、自転車、一輪車